

第2回交渉会 会議録

日 時 平成28年8月19日(金) 19:00~22:00

場 所 みそら自治会集会所ホール

出席者(みそら) 青柳自治会会長、山口副会長、石丸副会長、日和事務局長、羽生事務局次長、大塚財政局次長、狩野総務部長、森田対市交渉委員、辻対市交渉委員
(市) 佐渡市長、武富副市長、本田環境経済部部長、宇田環境経済部次長、荒木廃棄物対策課長、小出クリーンセンター長、花島室長、丸山主幹、新木副主査、日比野主事、池田主事

○みそら

時間になりましたので、今年度の第2回目の対市交渉会を開催いたします。市長以下、職員の方、おいでいただきまして、ありがとうございます。また、傍聴も今日はオリンピックという時間帯、それから、夜にもかかわらず大勢来ていただいてありがとうございます。

まず最初に会長のほうから挨拶をさせていただきます。

○みそら(会長挨拶)

本日は、暑い中をおいでいただき、どうもありがとうございます。最初ですから、最近のいきさつを含め、お話し申し上げたいと思います。現クリーンセンターは、昨年の4月以降、操業協定のないまま操業が続いているというのが私たちの見方でございます。この状態をなるべく速やかに解消する必要がございます。本日は、そのための新しい協定締結に向けた交渉会であると捉えております。これに先立ち、7月19日に私たちの主張と質問を市にお届けしました。お手元の資料のとおりです。項目が1から5までございます。これに対する市の回答は、項目1について7月28日、郵送でお受け取りしました。資料は両面印刷のものでございます。項目2から5に対しては、8月5日、集会所に持参いただき、日和事務局長と山口副会長が拝見いたしました。結果、内容がお受け取りできないものと判断いたし、お返しいたしました。その理由は、その際お話ししたとおりです。その後、8月11日、私のところに市長から配達証明付きの郵便物が届けられましたが、たまたま私が不在でありましたので、お受け取りしておりません。翌日、本田部長にお電話いたし、中身は5日にお返しした回答書そのまま、未修正のままであるということがわかりましたので、今もってお受け取りしておりません。同様のことは昨年の廣島前会長のときにもございまして、同じようなことが繰り返されたことについて、甚だ遺憾に思っております。回答書をお返しした理由について、具体的には後ほど発言がありますけれども、おしなべて申し上げますに、まず論議がまるでかみ合っていない。すなわち私たちが非常に大切に思ってきました確認書、これが遵守できなかったということについての反省と申しませうか、それに全然立脚しているようには思えないということでございます。また、交渉相手を尊重するという姿勢が見られない。そして、問題解決への熱意、これを読み取れない。そういうことでございます。本日は、各項目に対する市の具体的なお考えをお聞きいたしたいと念願しております。

○みそら

どうも、それでは市長のほうからご挨拶をいただきたいと思っております。

○市(市長挨拶)

どうも皆様こんばんは。市長の佐渡でございます。本年度の第2回の交渉会、お暑い中、皆様方、傍聴の方もいっぱいいらっしゃいまして、今日は忌憚のない意見交換ができるものと期待しております。

す。日頃、みそら自治会の皆様方におかれましては、現クリーンセンターの操業に当たりまして多大なご理解、そしてご協力を賜っております。心から御礼を申し上げます。今、会長さんのほうから、今回私どもが回答した文書につきまして、その文書の受け取りを拒否された理由が総括的に述べられておりましたけれども、私どもはみそら自治会の皆様に対しまして質問に対する回答ということで、その誠意を持って回答したつもりでございます。今日は忌憚のないやりとりの中で、これからの一歩前進するような、そういう交渉会であることを期待したいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○みそら

わかりました。忌憚のないような話を進めるということですが、先ほど会長のほうから言いましたように、19日、1カ月前に要求を出していきまして、このタイトルは協定書作成に向けての要求ということで、できるだけ早く操業協定のもとに操業してもらって、それから移転期間についても早く協議して協定化をしたいという趣旨のもとに出したもので、これはやはり時間が、もうこういった協議の中で話していますと時間が足りませんから、要求を文書としていただくという予定だったのですが、なかなかそれができていないというのが実情だと思います。それで、今日は19日に出了した要求の項目について1つずつ確認していきたいと思っております。まず、移転期間についてですが、従来から自治会としては、5年までは容認できますと、それまで8年待っていたわけですから、さらに5年というところまでお願いしてきたわけですが、なかなかそれがクリアされないということで、もうこれ以上時間をかけることも無駄なことから、6年半の提示を受けて、それは容認しましょうと、こういった趣旨の文書を出したわけですね。ところが、その中で特に外的要因により延びることもある。これについて、その考え方は1月にも話し合いの中でやっているわけですが、それはやはり我々としては、5年を求めているところで6年半、これを何とか容認しますよと、そういった中で、さらに外的要因で延びるかもしれない、これはやはり受け入れられないと思っております。これはどこの世界でも同じだと思いますが、その点に関しての意見を、そちらの主張を聞きたいと思っております。1月には大体的話をしていますよね。そのほかに何かありますか。どうでしょう、部長さんでも誰でもいいですよ。

○市

1月に外的要因ということで、いろんな風水害等の自然災害や、また社会経済情勢の変化などのお話をさせていただきました。これ1月にお話させていただいたところですが、7月19日に、みそら自治会さんから地元同意についてはいまだ確定していないと、地元の吉岡区の総会において、公害防止基準等の承認もしくは最終合意が得られるまで、どうなったら対処するのかというようにご質問されておりますが、吉岡区の皆さんのご意向もですね、やはり同じような外的要因であると、1月に交渉会でお話した以外に何かあるのかということであれば、例えば吉岡区の意向も外的要因の一つであると、このように考えます。

○みそら

1月に示されたのは2点ですよ。社会経済的な現象によって延びるかもしれないと、あとは自然、天変地異の話だと思いますが、そういったケースで延びるかもしれないと。今度は吉岡区の地元合意が得られない場合にも延びるかもしれないと。ということは、今まで1年間我々のほうは、期間について短縮を求めている、それが当初はもう期間がない状態での移転計画を示されていたので最初は、それから9年、8年、7年となり、現在6年半、6年半でこれはかなり不安なのですが、そこでもう

手を打とうと、こういう提案をしているわけですね。ところが、今言われたように、では3つの要因で延びるかもしれない。ということは、今まで話をしている、期間を努力してもらったという経過もあります、短くなったわけですね。それが6年半となって、3つの要因により、では何年延びるのですか。その延びる期間は大体幾らぐらいで考えられているのか。それがわからない中で協定なんて結べないと思いますよね、どうですか。

○市

6年6カ月というスケジュールを示させていただいて、その中に吉岡区とのいろんな協議、ご相談等のスケジュールも入っております。吉岡区の皆様におきましては、その6年6カ月のスケジュールを吉岡区の皆様にも示してですね、この計画で建設ができるよう、平成33年10月には稼働できるように進めてまいりたい、ぜひご協力をいただきたいということで、今のところこのスケジュールどおりに進んでいます。そして、例えば社会経済情勢あるいは天災、それからまた吉岡区の皆様との協議、これについてどのくらい年数がかかるのだと、これは示すことができる方はちょっと四街道にはないのではないですかね、これはちょっと無理だと思うんですよ。

○みそら

責任ある市長が、それを言えないと、要するに6年半はもう自分で守れないのだと、要するに責任放棄されるわけですか、そう言っているということは。

○市

6年6カ月、平成33年10月から稼働、これを今目指して全力を挙げておるところでございます、スケジュールどおり今のところ進んでおると。ですから、この6年6カ月、このスケジュールを達成できるように努めてまいり、努力してまいりたい、こういう回答も今までさせていただいております。これ決して責任放棄ではないと思います。

○みそら

稼働は6年半でも7年でも10年でも構わないです。要するにもう去年の3月31日で見そらでの稼働は終わりということになっているんですよ。ですから、稼働停止ということ、はっきりいつまでにやるということ、ちゃんとはっきり言ってくれませんか。

○市

スケジュールをお示ししておりますとおり、6年6カ月、平成33年10月、新しい施設稼働ですから、平成33年の9月末には停止する、そういうふうに努めていく、努力する、こういうことでございます。

○みそら

努力はしてもらわなきゃいけないんですよ、そんなことは当たり前の話なんですよね。それが外的要因により延びる可能性があるという項目を協定書に盛り込むということなのですか、今言われているのは。

○市

協定につきましては、あくまで交渉会の中で四街道市、そしてみそら自治会さんと協議いろいろ進めて、その中で合意された事項は、やはり協定書に具体化していくと思うんですね。ですから、この

時点では、合意している事項というのは6年6カ月のこのスケジュールをもとにして、吉岡区の皆様方にご協力を賜りながら、全力を挙げて平成33年10月新しい施設を稼働すると、こういうふうに努力すると、これが現状の皆様方にも同意していただいて、ご理解していただきたい内容だと、このように私は思います。ただ、それが理解することが難しいということであれば、これ協定に盛り込むというのはどうなのですか、協定はあくまでも協定を結ぶ四街道市と、それからみそら自治会さん、これは対等な立場で、お互いに合意した内容を協定書でちゃんとサインして合意するということになるのかと思います。

○みそら

だから、それを市が逃げ道つくっているみたいなんだ。だから、こういう外的要因というのを盛り込むことで、市が逃げ道をつくって、要するにいつまでやるかと、そういうのをうやむやにして市の責任というか確定期日、それを留保条項を設けて逃げ回っているというようにしかとれないんですよね、そうじゃないですか。

○市

お答えします。留保条項という、そして逃げ回っているというご指摘ですが、やはり天災であるとか、社会経済情勢なり、そしてまた吉岡区の皆様とのいろんな協議の中、これは確定して6年6カ月で確実に社会経済情勢も乗り越えれば天災も乗り越えると、吉岡区の皆様方に対しては今ご理解を賜って一生懸命お互いに協議の場をもって議論していますので、これについてもやはり努力すると、こういうことしか市長は言えないのではないですか。

○みそら

市長、ちょっと見苦しいです、これ。あなた、今そういうことを言っているけど、こういうことをその前にもやっていましたよね。平成22年に当選して、25年のときに自分の仕事をただひたすら実現に向けてやればいいのに、自分の仕事をやらないで、佐倉とか酒々井町のほうまでを決裂ということで除外されて、それを議会のほうの何か責任になすりつけるようなふうにとれるような発言しているし、この協定書を結んで、それができるかどうかわかりませんなんか言って、こんなばかげたことありますか。何のための協定なんですか。

○市

双方の合意という中で、私どもは6年6カ月、これはこれに向けて努力するという、そういう形で主張しているわけです。皆さん方は、それを納得できないという話ですよ。

○みそら

そうです。納得できませんよ。

○市

それは私どもは天災とか社会経済情勢とか吉岡区との協議の進捗、こういった理由を挙げているわけです。皆様方は、6年6ヶ月でできるという、そういった。

○みそら

それは確認書で、あなたはね、この協定書のあれを初めから合意しようということないんですよ。さっきも言ったように、今と同じことを3年前に自分がみそら自治会のほうに、みそら自治会の総意を確かめてくださいと言っていて、その時点で仕事をまるっきりやらないで、とまっちゃった状態じゃないですか。それで、今度はまたこれ協定書をつくって、その協定書に6年6カ月で、じゃあれは努力目標ですよということで、それについて私は責任を持ってませんと言って、あなた市長として何か責任感を放棄したような発言しますね。前にもあなたのほかに市長は何人もいますよ、ここにつくった斉藤悌市さんなんか、でも優秀な人たちだって、そういう前任者の人たちだって、一言もそういう外的要因で延びるかもしれませんなんか言っていないよ。何で急にそういうふう言うんですか。今こういう1年半かけて6年6カ月でやって、それでこちらのほうは、それでは我慢できないけど、それ以上やっても進展がないから一步引き下がってやっているのに、それ自体を6年6カ月で、6年6カ月たってみないとわからないという形で、お約束できませんで、何ですか、今までの話は。それを今度逆に延ばすような形でやっていますよね。それは25年のときの形と全く同じですよ。自分の仕事を放り投げて、みそらのほうに自治会の住民の総意を確かめてくださいということでやって、それを聞いてみたら何もやっていないというあれでしょう、とまっていたということは。あなたのあれは努力しますというのは当たり前のことなんです。結果を出しなさい、結果を。それが市長としての公的な地位にある人の責任ある、分別ある行動なんです。あなたは、もう今やっていること自体がもうぐらぐら、ぐらぐらして、先に延ばすことしか考えていません。斉藤悌市さんや高橋さんとかほかの人も、それは後にやめちゃっているけど、そういうことは決して言わないですよ。それなりに皆さん努力して、ちゃんと自分のルールを敷いて、佐倉とかそういういろいろな選択肢の中でやって努力して、その後を引き継いだあなたは、それをまとめるんじゃないで、ただそれを壊しただけじゃないですか。ここに何であなたがいるんですか。あなたがきちんと仕事をやらなかったために、結果を出さなかったために、あなたはここに来て、今こういうふうここで交渉しているんでしょう。もう少し責任ある人だったら、責任ある発言、行動してください。

○市

これまで平成25年に、山梨に設置しております現クリーンセンター、これの継続操業、これにつきましてみそら自治会の皆さんに、総意を決定していただきたいと働きかけをいたしまして、そしてこのごみ処理行政に混乱を生じさせた、これは責任を感じております。現時点で、今吉岡区と交渉して、平成33年10月よりの操業を目指すということで全力を挙げているわけでございまして、これが責任ある立場として進めるものだと、このように思います。ただ、先ほども何度も申し上げておりますが、特に社会経済情勢とか天災とか、そういったものについてはこれは予測不可能なので、これを確定するというのは逆に責任ある立場としてはなかなか言えないと、こういうこととさせていただきます。

○みそら

ずれているというのは、ちょっとずれている感じがするというのは、先日8月5日にお持ちいただいた回答書の中で、みそらに損害がこうむったなら、その損害に応じるような要求をしてください、こういうような回答があったんです。ずれているというけれども、我々は協議協定書、確認書のもとに、まず協議協定書はあれは何年だったか、撤去すると、みそらには置かないということができなくなって、確認書で延ばしたんですね。それを、現実に市民生活に影響があるからというようなことを踏まえてのんでいるわけです。そして、確認書の中で、市長は補償さえすれば延ばせると、そういう視点に立っていると思うのですが、我々は協議協定書に基づいて、ここから撤去してもらおうということだけでずっと来ているんです。いろいろとそういう補償だとか何とかいうようなものも、こういう

ことならもう絶対に撤去してもらい、くれるのではないかな、最大限努力してもらえないのではないかな、というようなことで、そういうようなものを理解していたんです。市長は、努力します。懸命な努力をします、こう言いましたが、懸命の努力をするのなら、3月31日から外部委託という方法があったんじゃないですか。それを財政が厳しいからか何なのかかわからないですが、みそらに、市民生活に支障を来すから、こういうようなものが一つの何か大きなバックアップとして、また押しつけてきているんです。それと、市長は外的要因というもので期間を曖昧にして、意図的かどうかはわかりませんが、我々には曖昧なんです、外的要因で延びるということは。だけれども、我々は3月31日になくなっていくというような思いでずっと来ているんです。一番いろんな合意書を書く中で大切なのは、いつ、誰が、何を、こういうことが文書の一つの大きな柱じゃないですか。一番のいつというものが抜けちゃっている、いつというものが。その建設は延びるけれども、撤去は6年6カ月、我々は5年、本来はできるだけ早くならないけれども、5年と思って言っていたんだけど、いろいろと物理的な要因というか建設なんかの手續云々というようなことで6年6カ月いうのを容認したのですが、懸命な努力をするというのなら、いろいろと補助金をもらわずに、いろいろなものを前倒してできたはずなんです。外部委託をやめたときに、経費的に計算したんですから、だから外部委託だけじゃなしに広域に参加しないと行ったときに、もうその断った理由が物すごく腹立たしいですね。土曜日搬入がないからどうのこうの言っていたが、よそは週3日だとか、そういう搬入だから、それはどういう、地域の要求で土曜日搬入するなということなのか、あるいは行政が3日でやればコストが下がるということをやっているのかわかりませんが、3日でやっているところもあるじゃないですか。あそこところは、搬入するのに不便だと言って、この吉岡の地域は言っているのですが、買うときはあそこは幹線道路に面しているいいと言って買っているんじゃないですか、土地を。だから、懸命な努力はどこでやったかというのが見えないんです、市長の。6年6カ月を詰めようとしたときに、一応補助金をもらわずにすれば、あと1年か2年短縮できたじゃないですか。その補助金がどのくらい出せなきゃ5,000万か3,000万か持ち出しになるけれども、これの修理に大体1億ぐらいかかってくるわけですよ。そういうようなことが懸命な努力、懸命な努力を今やっていると言いますが、それが今までの中で懸命な努力をしてくれたかというものがありませんよ。何であのときにやってくれなかったか、何で市民に対して3日あるいは土曜日搬入をやめようじゃないかというようなことをやってくれなかったのか、誰か市会議員の一部がそんなことをしたら迷惑かけるよというだけなのか。守ろうとする、期間を守ろうとする、約束を守ろうとすることが、守らないほうに努力しているじゃないですか。修理費を出す、それは延ばすためにやっているんでしょう。3月31日を延びちゃうことも、どれだけ短くしようとして努力しているんですか。修理費で年々1億かかるのなら、1億、2億借りてでも、もっと早くならないのかという形のものやってくれているなら理解しますよ。補助金をもらわないで、いろいろな調査というか書類をつくるのに早目にやるというようなことで、やったというようなものが見えていれば、やっているんだなということがありますが。それと、外的要因というのが非常に曖昧、じゃ外的要因というのは何なのか。外的要因であると全部入っちゃうじゃないですか。その地元が納得できない理由、それはもう行政の努力不足でしょう。だけれども、6年6カ月たったら、みそらから稼働をとめますよと言うことはできるじゃないですか、外部委託にすれば。それから、しばらく協定結ぶまで半年間余裕があったら、外部委託の準備をして、協定を結ぶまで外部委託にしてもいいですよ。即、まずその期間をはっきりさせる、ここを定めるということをはっきりさせるということです。延びるのをどれだけ短くするかという、災害であれしたということなら、それをどれだけ短くするというのはしていくべきです。10年かかるのを9年にした、8年にしたいというならいいけれども、当面6年6カ月というものでやりますということですよ。そういうことはできるでしょう。それが懸命な努力ですよ。お金がかかるから。そういうことをちょっと聞きたい。

○みそら

ちょっと今の件に対して答えてもらえますか。

○市

まず、佐倉、酒々井との広域処理の関係で土曜日にごみが搬入できないというご質問がまず1点ありましたが、四街道市は2つの地区に分かれていて、月水金、火木土ということで、その1つの地域が、土曜日搬入できないという大きな問題がありました。それから、また佐倉市は週3回搬入しています。ですから、同じ広域に加入する中で、四街道市だけ土曜日搬入を認めないというのは、これは市民感情としても無理であったと、こういうことで交渉がなかなか土曜日搬入についてはお互いの理解が得られなかったということでございます。それから、民間委託の件ですが、これにつきましても昨年皆様方のほうから、民間委託した場合にどのくらい経費がかかるのだということで、その資料も提供させていただきました。21年度決算、20年度決算でしたか、その決算に基づいてやると、民間委託すれば19億円、民間委託しないで現在の操業するにかかわる総経費が12億円ということで、7億円、民間委託については経費が増えるのだという資料を提出させていただいて、この交渉会でも山口副会長さんからもいろいろありましたが、財政的にこれはちょっと負担が厳しいと、それからまた現実的に民間に委託する場合も、いろんな諸手続も、どこの施設の民間に委託するかの問題もあるのですが、現実的にその財政的な面から最終協議にお答えをさせていただいたとおりです。それから、あと交付金を活用せずに、作業をどんどん早目にやれと、やるべきだという、そういう努力をする姿が見えないというお話でしたけど、荒木課長、その交付金と今年度のいろんな計画づくり関係について説明してください。

○市

廃棄物対策課長の荒木でございます。計画と交付金の関係でございますが、これまでもご説明をしてきましたとおり、既に基本構想等については着手、もちろんしております。これはこれまでもご報告をさせていただきました。それから、それと並行して既に一般廃棄物処理基本計画、これも当然策定をしております。ただ、循環型社会形成推進地域計画、これも本年10月に提出をすべく現在作成をしております。交付金との関係ですが、本来ごみ処理施設整備基本計画、こういったものが交付金の対象になるわけですが、一刻も早く施設を整備するというので、これについては交付金を待たずに本年度からスタートをすると、実際に発注も終わらして、業者も決定をしたところでございます。ですので、交付金をもらわずにできるところは、もう既に着手をしております。今後の予定としてはですね。

○みそら

すみません、今おっしゃったのは、この項目でいうと何番ですか。

○市

資料の番号でございますか。例えばごみ処理施設整備基本計画、これは6番に当たるわけですね。

○みそら

6番、これは交付金なし。

○市

そうですね。これからそれと並行して、PFIの可能性があるのかどうか、こういった導入調査もあわせて進めてまいります。この後は、基本設計等に仮に制度発注等であるとすれば、基本設計等をやってまいります。これは29年度を予定しておりますので、ここからは交付金の対象となると、していきたいということで現在事業を進めておるところでございます。

○みそら

こちらが言いたいのは、交付金をどの項目でとか、そういうことではなくて、先ほどから努力すると、6年半について努力するが、それは守れないかもしれないと、こういった発言に対して言っているところは、今までに本当にそれをしてきたかという話をしているわけです。実際これもこの話を長く続ける気はないですが、もし6年半は努力目標ですと、外的要因で変わる、延びる可能性がある、それを首長が言え、職員の人はどう思いますかね。もういいかと、6年半、もう尻に火がついてやると、それぐらいの努力をするという気にならないでしょう、市長、トップがそう言っているのだからいいじゃないかと。外的要因とは何ですかと、社会経済現象、その中で具体的なもの、オリンピックで資材が高騰して入札がうまくいかないケースも考えられると、では、それで延ばそうという気があるというのがおかしいのではないですか。そういうことであれば、その状況に応じて入札の条件変えればいいわけだし、それに努力するというですから、社会現象については、確かに天変地異、建設中に地震が起こった、これは仕方ないと思いますよ。これは通常の契約では天変地異は責任を問われないというのは、大体暗黙の合意があるわけですね、どの契約でも。しかし、社会現象というのは出されたケースで考えれば、それを努力して期間を延ばさない、それが努力目標ですよ、本当の。それから、地元合意がありますよね。じゃ、地元合意で延びるかもしれない、こういうようなことは、もう誰がトップに立っても判断できないのだと、よくそんなことが言えますよね。そうしたら、どれぐらい延びるのですか、そのイメージとして。じゃ、例えば来年1月に公害防止基準を、向こうで承認してもらって、こういう段取りになっていますね。その努力がかなり生ぬるいと前から言っているわけですが、これじゃ担当のセクションとしてどうするんですか。来年同意がとれない、そうするとどういった対処をするのか、その結果どれだけおくれるのか、じゃちょっと言ってください、それ。

○市

お答えします。同意がとれない場合どうするのかというお話ですが、私どもはこれまでも吉岡区と連絡協議会を通じていろいろやりとりをしております。その中で、平成29年の1月には公害防止基準の承認が得られるよう、これは最大限の努力をしていると、それ以外にないと思います。

○みそら

だから。

○市

じゃ、とれなかったらどうするのかというお話ですが、とれなければですね、やはりとれるまで何度でもお願いをすると、これは私どもはそのように考えております。

○みそら

じゃ、それをとれなかったら、具体的に何がおくれて、どのぐらいの期間延長になるのか、どういう対処を、何度でもお願いするって、それできるの。何で1月まで待たないといけないんだ、今から

間に合わせればいいじゃない。何で、それを1月の総会で決まらない、じゃその後何度でもお願いする。誰にお願いするの。

○市

それは吉岡区。

○みそら

吉岡区の誰、どの場でやるわけ。

○市

まず最初に。

○みそら

来年1月にだめだったら次の年になるんじゃないの、そちらの計画では。

○市

最初に申し上げたとおり、まずとれるように努力する、これが大前提でございます。やりとりというのは、具体的に当然公害防止基準の中身についてのやりとりを吉岡区としますので、何が悪いのか、何がだめなのかというのは、当然答えとして出てまいりますので、そこを改善すると、そういうやりとりを繰り返した上で公害防止協定に臨むと。

○みそら

だから、言っていることはわかりますが、聞いていることは要するにとれなかった場合という形で聞いているわけ。だから、それを何度でもとれるように努力する、まず、たゆまず努力するということはわかりますが、具体的にそのスケジュールはどのくらいおくれるのかということをお聞きしていることなの。来年の1月がとれなかったら、3月まで延びるのか、それとも半年延びるのか、事務局長が言ったように1年間かかるのかと、我々としてはその1年なのかという形は、そういうあれは幾ら努力していても、さっき言ったように、結果が出なければ努力したといっても実を結ばないわけだから、具体的にその期間を聞いているわけ。

○市

何カ月でという具体的なことは申し上げにくいのですが、ただ吉岡区も定期総会とあわせて臨時総会も可能なはずでございます。ですので、当然、もし市が提案した公害防止基準の案がだめだったということになれば、なぜだめなのかという原因をお聞きした上で改善策を示して、当然、臨時総会を開いていただけませんかというような申し込みをさせていただきたいと。今は何カ月でということは申し上げられませんが、そのようなお願いをしていくということになるかと思えます。

○みそら

今おっしゃった公害防止基準を提案すると、吉岡地区に提案するというのは、もう行っているんですか、それともむしろまだなのか、いつごろからやるつもりでいるのですか。

○市

公害防止のお話については、吉岡区と既にお話し合いを始めてはおります。

○みそら

どの程度お話を進められているのでしょうか。

○市

具体的な内容はちょっと差し控えさせていただきますが、一個一個のもの、例えば大気汚染の問題については、具体的に数字を申し上げて、このような形でどうでしょうかというお話はしていると。それとあわせて、当然、中にはわからない方も当然いらっしゃるわけですね。ですから、まずはその大気汚染あるいは騒音ですとか悪臭、振動、そういったものの意味合いと申しますか、そういったものの説明も含めて、お話し合いをさせていただいております。

○みそら

それはもう始めて、どのくらいの頻度でそういう具体的な説明を吉岡地区の方にしているんですか。

○市

吉岡区とは、月に1回連絡協議会を開催して、その中でお話をしているということでございます。

○みそら

そうすると、今8月ですから、9、10、11、12、例えば1月までに4回から5回話し合う機会がありますよね。じゃ、その間に相手が納得するような、また相手が問題としているようなことを把握して、それに対処するということができるわけですね。

○市

ですから、先ほど申し上げたように、いきなり数字を出して定期総会に臨むわけではなくて、連絡協議会の中で当然お話し合いをさせていただいて、ある程度合意したものを定期総会のほうに諮っていただくこと。

○みそら

だから、今の段階で、じゃ何と何の、例えば用地測量についてやっているか、ダイオキシンについてやっているか。何と何について説明して、それに対して相手は今どういう態度をとっているのでしょうか。

○市

大変申しわけございませんが、具体的な個々の中身については、吉岡区との取り決めの中でお話しできないということになっておりますので、それについてはちょっとご勘弁いただきたい。ただ、話し合いはしております。

○みそら

だから、それをあなた方が、熱意を持ってきちんとやっていけば、1月に相手が拒否権を発動するということはある得ないような状況に持っていくことは当然できるわけですね、そう解釈してよろしいんですね。それができないならば、1月にもし相手が何らかの理由で拒否権を発動した場合に、説

得できるとは到底思えませんよね。今できないのに、どうして1年後、相手がのむとはっきり言ったと、できるという確証があるんですか、通常はないですよ。その辺、だから1月までに必ず相手がオーケーというような話し合いに持っていくということが、今やるべき努力なんですよ。それで、それをそのまま実行していただかないと、我々としては話し合いにならないですよということですよ、どうですか。

○市

はい、先ほどから申し上げておりますように、やりとりをするというのは相手の理解を得ていくということでございます。以上でございます。

○みそら

いや、だからあちらの理解を得るためにやっていて、相手がいろんな問題点をもし指摘、もしした場合に、それに対して対応するといこうことを今やっているわけですよ。ですから、その対応が今の時点で各項目についてできていなければ、1月以降にできるわけないでしょうと言っているんです。だから、私の結論を言うと、この吉岡地区の合意を外的要因という言葉に入れることが大体不適切なんですよ。今の市の努力でできることなので、外的という責任は自分たちにありませんよと、何か手の届かない、もっと大きな要因によって、自分たちが制御できない要因によってできませんよと、そういう意味になってしまいます。ですから、これは外的要因じゃないですよということを指摘します。どうですか。

○市

まず、最初の吉岡区との話し合いの件ですが、環境経済部次長の宇田と申します。吉岡区は、用地を購入した当時は賛成という意見表明をなかなかしていただくことができませんでした。では、吉岡区と市役所の協議窓口を設置してくださいとお頼みしながら、2年ほどたってようやくその協議窓口をつくっていただくことができたというところ。ただ、賛成ということではない。前提は何もない。

○みそら

すみません、その年度をちょっと言ってください。

○市

用地を購入したのが18年12月と19年3月に分割して4.5ヘクタールの用地を取得いたしました。その後1年以上かけて吉岡区との協議窓口がようやく設置されたと、そこでお話を進めてきていたわけですね。

○みそら

平成20年ですね。

○市

はい。そのときから比べると、現在、格段の差で吉岡区の皆様方は、今年の1月の定期総会のときに建設を認める前提で市と協議を進めていくと、吉岡区の総意を決定していただいたわけです。これは非常に私たちにとっても喜ばしいことだし、みそらの皆様方にとっても喜ばしいことだということ

とで、すぐさま皆様方にご連絡した後で、吉岡区との交渉を今まで進めてきているわけですね。まさに今森田さんが公害防止協定、基準に関しては何をどこまで、どういう具体的な話で進んでいるのかというお問い合わせをなされました。それは皆さん本当に知りたいことだと思っているんです。それはよくわかります。荒木課長が申し上げたとおり、吉岡区とのお約束ごとで、協議項目の題目等は公表はできますが、内容については控えてくださいというような、そういう申し入れを受けておりますので、細かいことは言えないのですが、公害防止基準を来年1月の吉岡の総会で認めていただくわけですから、今の時点ですべからず全項目についての数値を示さないわけはありません。それは常識だと皆さんも考えているでしょうし、我々も準備としてはそれはもう今の段階でいろんな細かい数値を出さないというのがおかしいだろうということは理解できると思います。そういったようなお話し合いを重ねていって、吉岡の代表の方とのお話し合い、あるいは全員の方にも理解していただかなければいけませんので、その途中では皆様方にいろいろなお話をする機会をつくることも必要になってくるかもしれません。そういったような努力を私どももさせていただきながら、この機会に、この吉岡の1月の総会で認めるというような意思をあらわしていただいたこの1年の間で、どうしても市はこの時期に同意をしていただかなければ、もう絶対前に進まないのだというような、そういう気概を持って、私ども本当に真面目に吉岡の人たちとお話し合いをさせていただいているということをご理解いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○みそら

そうすると、今おっしゃったように、市側の努力でいろいろなことを進めていると、公害防止基準についてはある程度見通しが立っている可能性のほうが高いと考えていいですね。

○市

それはまだ今のところ。

○みそら

それは相手がと言い出すと切りがないので、要するにこの工程表に従った計画期限内に必ず決着をつけることができるはずだという確信、信念のもとに努力しているということによろしいですね。

○市

それしかありません。

○みそら

それから、一言ちょっとコメントしておきたいのですが、平成27年度からという話をしましたよね。ところが、我々がここで継続、操業はもうしてほしくないのだという結論を出したときに、どうしてこういう話に吉岡地区との話し合いを始めていただけなかったのかと、それで2年を経過ですよ、そのことは我々いつでも頭の片隅に残っておりまして、それはやっぱり市側の方針が非常に我々に対して不誠実であったと認識しておりますので、そのことは絶対忘れないでください。それで、いずれにしても現在やっていることはどんどん進めていただいて、確実に来年の1月に公害防止基準についてお互いの了解を得るんだということは必ず実現してください。ですから、私はそれで先ほどこれはもう外的要因じゃないんですねということ念を押したわけです。だから、それは市長もぜひそのように認識してください。

○みそら

ちょっと蒸し返しになるかもしれませんが、佐渡市長の先ほどの外的要因ということについては、要するに自分の努力でできないようなことというのは、それは外的要因ということが言えるかもしれませんが、だから風水害とか、いつ災害が起こるか分からない。それは理解できます。だけど、それ以外のことというのは、自助努力でやればできるはずですよ。ですので、外的要因というのは、先ほど吉岡地区のことも含みますと市長はおっしゃいましたが、それは外的要因じゃないですよ。

○市

ずっと私は外的要因とお答えしました。

○みそら

だから、それは自助努力でできることじゃないですか、吉岡地区のことというのは、それは外的要因じゃないんですよ。

○市

私は、吉岡地区の皆様と協議の場を設けて、これまでもこのスケジュール、6年6カ月を達成できるように努力してまいりました。また、吉岡の皆様方のご努力を賜って、一応このスケジュールに沿った形の進捗状況になっています。しかしながら、交渉においては、私どもはこれ最大限の努力をいたしますが、やはり吉岡区の皆様方にもいろいろお考えがありますので、全て自助努力で何とか解決できる、全て100%できるとはやはり言い切れないというのが、これはもう正直なところです。

○みそら

いや、だから。

○市

そういうふうに努力しますよ。

○みそら

いや、努力するだけじゃなくて、要するに責任を持たないといけないんですよ。さっきから聞いてみると、市長のおっしゃっている外的要因は、風水害だとかいろいろおっしゃいましたけれども、全く予想できません。だから、それに関しては外的要因については責任持てませんと聞こえるんですよ。だけど、風水害、これは別として、それ以外のことというのは、とりあえず自分たちで努力すればできるんじゃないですか。だから、そこはしつこいようですが、外的要因というのは本当に外的要因であれば、それは我々も理解できます。だけど、それ以外のことというのは、それは自助努力でやればできることなので、それは外的要因じゃありません。なので、あくまでも外的要因でおくれることもあるけど、そういう可能性あることをご理解くださいというのは、それは逃げとしか思えません。無責任としか思えません。なので、こちらのほうとしては、本当に外的要因以外のことについては責任を持っていただきたいと思うんですね。だから、例えば風水害ということであれば、それは別にそんな文章に入れなくたって我々もわかりますよ。だから、回答の中に外的要因云々というのは、それはもう抹消していただきたいというのがこちらの見解なんです。

○市

外的要因の中で、風水害はこれはいたし方ないというお考えは今理解、私もよくわかりました。通常の契約において突発的な天災とか、それは予測をし得ないというか、その社会経済情勢の中でやはり資材の値上がりだとか、あるいは労務単価の値上がり、それからまた建設においては国の環境省の交付金ももらわなければいけませんので、そういった交付金なんかもその時点での国の予算の経済情勢、社会情勢にすごく影響されています。そしてまた、吉岡区の皆様方にこのスケジュールに沿った形でご協力いただけるように、私ども最善の努力をしているわけですが、吉岡区の皆様方にもやはりさまざまな議論があったり、いろんな選択の余地があるわけです。ですから、そういった議論の場であるとか、吉岡区の皆様方の意向をやはり尊重する、そういった意味で外的要因としては私は外せない、このように思います。ですから、ちょっとこれ平行線になっちゃうのかもしれませんが、私ども四街道市としては、行政としては吉岡区の皆さんにご協力を賜って、このスケジュールどおり進めるように最善の努力をすると、これが基本です。

○みそら

いいですか、何か全然理解されていないのですが、だから吉岡地区のことというのは、これは外的要因じゃないですよ。これはだって自分たちで努力すればどうにでもできるじゃないですか。先のことを考えて、こういう例えば先のことを考えると、こういう問題があるとなれば、今から手を打っていけば、まだまだ幾らだって改善できるんですよ。そうですね。

○みそら

やる気がないんだよ、

○みそら

だって、計画だって全て100%計画どおりにいくかという、それいかないときだってありますよ。だけでも、何で計画をするかという、それを遵守するために一生懸命努力するんですよ。それで、もしいろんな調整でもって問題が出てくれば、その時点ですぐ見直しをやればいいですよ。どんどん見直しをやる。それで計画に、そのゴールをちゃんと達成できるように持っていく、それが一番の長としての役割ですよ。そうじゃないですか。だから、私は基本的な考え方として、その外的要因についての考え方というのは、それは間違っていると思いますよ。さっきおっしゃった吉岡地区も外的要因ですなんていうのは、それは違います。それは無責任の発言としか思えません。努力していないだけです。

○市

吉岡区の皆さんに精一杯の努力をして、公害防止基準についての各項目についての今協議をさせていただいています。この6年6カ月というこの計画を着実に進めるために、これは最善の努力は、それぞれみんな担当から全てそれはやっていますので、それをどんなに努力しても、やはり例えばこの項目については同意できないと、であれば、じゃ清掃工場のいろんな装置や設備、これを改善すればその目標に、吉岡区の皆さんがもし仮にそういうご提案をされた場合には、基準等を改善、それに合うような設備に変更していくとか、そういう努力はもう常にこれからも続けてまいりますので、それはご理解いただきたいと思います。

○みそら

結論から言うと、市長としては要するに6年半は、必ず自分が言ったことは責任を持つということを書いてほしいんですよ。我々としては、適切に期間短縮に努力はしてほしいとは思っていますが、今現時点で市のほうからおっしゃっている6年半というのがあります。これについては、とにかく外的要因云々で延びるかもしれないとか、そんなこと言わないで、もう市長としては6年半を責任を持ってやりますと、そういうことを書いてほしいんですよ。今一生懸命努力しますと言葉でおっしゃっていたので、それは責任を持ってほしいんですよ。ということは、6年半について責任を持つよということですよ。

○市

その6年半についても責任を持つと、そういう言い方でお答えするといたしますと、この6年半のスケジュールに沿って、責任を持って達成する、そういう努力をしますと、さっきからそのように、そういう趣旨で申し上げています。

○みそら

市長の逃げだ。努力しますっという感じじゃなくて、努力して結果を出さなきゃだめだと言っているでしょう。なぜそういうことを。

○みそら

だから、責任を持つような。

○市

6年6カ月のスケジュールを、皆様方に昨年お示ししまして、そのお示しして今1年が過ぎまして、このとおり進めているわけです。今のところの最大の努力によって、このスケジュールどおり進めているということです。

○みそら

だから、結果を出しなさいよ。努力すると言っていたって。

○市

いや、ですからこのスケジュールで今のところは結果を出しています。

○みそら

だから、6年半たって責任を持ちますという形で言ってくださいよ。政治責任、小池さんだって言っていますよね、女の人でも自分が崖から落ちるつもりで、生命をかけているということでしょう。女性だってああ言っているんですよ。私も、このみそら地区の焼却場を吉岡のほうに移転するのに政治生命をかけますという形で、それが達成できないときにはやめますと、政治家として責任とりますぐらいの気持ちがあってしかるべきじゃないですか。

○市

私は、この6年6カ月のスケジュールを達成する、こういう覚悟で最善の努力をしていると、先ほだからこのように申し上げています。まさにお気持ちは同じですよ。

○みそら

じゃ、責任持ちますでいいんですよ、と言ってくればいいんです。

○みそら

わかりました。努力してもらおうということで、やはり外的要因というのは天変地異しかないんですよ。先ほどから言っていますように、資材が高騰したとか、そんなことは努力で解決できるわけですよ。それから、地元合意についても、担当のほうで一生懸命やるからと、何が何でも6年半を守るように、まず最初の関門である1月のところをクリアできなければ、もう何度でもやると言っているわけですよ。それをトップのほうが外的要因の中に入っているんだと、だからそういう可能性もあるなんていう発言はやめてほしいと思います。外的要因は天変地異しかないんです。これは暗黙の了解でも、契約書の中には通常含まれているわけですね。ですから、これはもう本来書く必要のないことですからね、だから6年半を守る、これだけで十分なんですね。変な話ですけどね、今ブラジルでオリンピックやっていますよね。あれもかなり危ぶまれたわけですよ。ところが、開催してみれば今のところテレビで見る限りは問題ないですね。今度東京ですね。今小池知事が行きました。あの場で東京のほうは資材が高騰するから開催はおくれるかもしれない、そういうふうにIOCもしくは世界に発信したらどうなります。今それを言われているんですよ。資材が高騰する、可能性ありますよね。オリンピックブームに乗かって値上げする輩も出てくる。じゃ、それで努力しない。できない、開催は延びるかもしれないと、そんなこと言えますかね。言ったらびっくりしますよ、どう考えたって。天変地異のときは、それは仕方がない。こういう話じゃないですか。

○市

皆様方は天変地異がというお考えでしたね。それはそれで理解しました。私は社会経済情勢、そしてまたこれは国の経済あるいは世界経済、これについては今グローバル化している時代であって、四街道市で自助努力でどうにかなるものではございませんので、これも外的要因になるという考えは、私いまだにこれは変える考えはございません。そのように思っています。それからまた、吉岡区の皆さんも、やはりいろいろ、さまざまな議論をされて、そしてまたいろんなご理解をされて、いろんな主張がございますので、吉岡区の皆様方の意見を尊重したい、そういう意味では外的要因として、大きな要因として私は捉えています。以上です。

○みそら

だから、それは。

○みそら

副市長さんにお尋ねします。市長と一緒に四街道市ということで、この1年半近く出席されていて、副市長さんの発言する機会というのが全然なかったもので、私が聞いたところによりますと、副市長さんは県からいらっしゃったという形で聞いていますけど、そうですか。

○市

私は、県から来たわけではなくて、前の仕事が県であったというだけです。

○みそら

現在はどうなんですか。こちらにいて。

○市

現在は副市長です。

○みそら

そうですけど、この副市長をやめた後、県に帰るなど、そういう現職の立場ですか。

○市

もう少し詳しく言うと、県を定年退職後、副市長になっています。

○みそら

そうですか、わかりました。それで、お尋ねしますが、県のほうに38年とか長い年数の経験を有しているわけですよね。私が今までこの人生の中で、県の職員といろいろ触れ合いの場があったのですが、我々市という、そういうところでやっている立場と違って、県は一段と高いですね、全体の千葉県という立場から仕事を見ているわけですね、この地方公共団体の仕事を。そういう面で、高い識見と豊かな経験という形を持っているので、市長を補佐すべき立場なのですが、一般論で結構ですから、今までのこの1年半のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○市

県と市町村の関係というのは、そういう上下関係ではなくて、やっている仕事が違うだけで全く対等な関係ですから、別に県が市町村を上から見ているとか指導しているとか、そういったような関係ではございません。やっている仕事が違うというだけの違いでございます。その1年半の活動というのは、今、私としてはちょっと申し述べるような感想というのは、ちょっと今難しいですね。すみません。

○みそら

ただ、市長を補佐すべき立場だったので、今までそういう副市長さんのお考えを聞く場がなかったので、今こういう形でお聞きしたわけなんです。確かに仕事の識見とか上下関係はないというのも私は理解しますし、仕事も違うということもわかります。でも、その中で豊かな経験があるわけですから、そういう経験とか高い識見を請われて、今副市長さんという責任ある地位につかれたんじゃないかと私は推測しております。

○市

今まで私ここで発言していないですが、それはなぜかといえば、市長が責任持って回答しておりますので、私がそれであえて言うようなことではないなということで、これまでは発言を控えていたというだけでございます。

○みそら

この意見に関しては、大体見えてきましたね。市長は、外的要因の中に要するに社会経済現象と、それから吉岡区の皆さんの同意というか、要するに大事にしたいということですよね、意向を、それはわかりました。しかし、先ほどから議論しているように、その2つについては努力すれば何とかで

きるわけなんですよね。そういう意味では、項目としてこれは新しい協定を結ぶ場合には入れないで
もらいたいと、そういうことですね。それができないことであれば、もう6年6カ月で停止していた
だければいいんです。本来だったら去年4月から本当は停止の作業を始めてもらいたかったんですよ。
3月には住民投票を受けて、速やかに移転してもらおうと市に回答しているわけですね。ですから、そ
の流れを受けて交渉してきましたが、実際のところは4月1日からもう稼働停止、本来はその前から
ですけどね、2月に住民投票があったわけですから、すぐ稼働停止の作業、いろんな方法があると思
いますけど、外部委託、近隣の焼却施設に頼むとか、いろんな方法があるかと思いますが、そういつ
た何らかの方法で6年6カ月は必ず守ってもらいたい、そういうことですね。

○みそら

ちょっと一言いいですか。その6年6カ月について、最大限努力して責任を持つということで、ぜ
ひお願いしたいと思うのですが、それで例えば責任を持つというのはどういうことかなということ
を考えると、ほかの市で実際にあったことですが、市長さんが住民の方と、いついつまでにこの施設を
ちゃんと移転させますという約束をしました。それで、それが守れなかった。そのときに市長さんが
どうしたかという、もう停止して、それでそこではもう焼却するのをやめたんですね。外部に委託
しました。自分はもうそういう約束したから、責任を持ったんだと、そういう形でやりますというこ
とをきちんとやったというのを、そういう市があったことをちょっとお伝えしたいと思います。

○みそら

私のほうから、先ほど私の言ったことについて、ただ答えは広域に参加しなかったのは四街道市は
3日にするわけにはいかない。土曜日搬入をやめるわけにはいかない、こういうことだと、こういうこ
とだったのと、あとは費用の件で折り合いがつかないことがもう一つあるし、もう一点は搬入にあそ
こはみそらよりも不便なところだと、こういう話だったのですが、その程度で懸命に努力したという
ことで、これはみそらとの約束ですよ。約束を守るためにどれだけのことをしているのか、吉岡にど
うするかという話に移っているわけですが、それはみそらと約束を守るためにやることでしょう。それ
は守るために吉岡に懸命にやるのも一つ、できなければ別の方法でやるのが市長の役割なんですよ。
吉岡がダメだったら、まだみそらに置いてもらおうという考えでは困るということを言っているん
ですよ、私は。だから、吉岡がダメなら別の方法をして約束を守るような手だてを考えてくださいよ。
市長の言うのは、ダメだったら、またみそらに置いてもらうために協定書にそういう項目を入れよう
というようなことではないですよと、書くとすれば6年6カ月置いてもらうためにはこういうことを
確実に実行しますから、6年6カ月置かせください。外的要因があった場合にはこういう措置をしま
すと、こういうことがもう3月31日を破った時点で、できなかった時点でそういうことが一つの期限
としてあるんですよ。その期限は6年6カ月ということで詰めた形になっているのですが、その辺の
認識の違いがあるんです。我々にできなかったら、また延びるんだという、そういう考えじゃ困るん
ですよ。協議協定書、確認書、それは話し合いを持つ協議をするという文言がありますが、少なくと
も期日というものは一つの約束を守るための一つの大きな要因です。最低の要因なんですよ。その要
因を曲げて、いろいろなものの布石を打つなんかいうようなことはやらないでください。その認識
の違いがあるんです。そういうものに、私は先ほどの答えは土曜日搬入が難しい、搬入するのをやめる
というのは難しいからといって答えましたというだけで、そういう感覚で吉岡の人たちにいろいろと
要望、希望とか話を聞くとおっしゃいますが、そういう考え方だとダメだと言っているんですよ。図ら
ずも市長は言いましたよ。吉岡の人たちの意見を尊重している、ぜひ尊重してください。尊重して、
吉岡の人たちの言うようなことに納得できるのは市長しかいないんです。外的要因で県の権限がある

と言うのなら、それは外的要因でしょう。吉岡との交渉の中で、市長は自分で判断できないことがあるんです。県とか国のあれがあったということなら外的要因かも知れませんが、市長は図らずしも真摯に吉岡の人たちの話を聞くと、ぜひ聞いてください。聞けば、そんな吉岡の問題なんてクリアするじゃないですか。それやっていくのも、要するに市長しかいないじゃないですか。四街道市長しかいないじゃないですか。外的要因もくそもないですよ、それは。そんなのは私は話ませんが、図らずしも言ったじゃないですか、聞く。それと、みそらの期日は守るということが前提ですよ、守るためにどうするかなんです。そういう決意はどうなんですか。

○市

この6年6カ月のスケジュール、このとおりに進めていくように最大限努力する、これが決意です。そしてまた、吉岡区の皆様方にもご理解をいただいて、この6年6カ月のスケジュールどおりに、この計画を達成していく、そういう努力をする。先ほどからそういう決意でお答えをしています。

○みそら

もうそれで結構だと思いますよ。だから、言葉上は確かに外的要因かもしれないけど、努力で何とかするわけですよ。それはどこでも、どこの場所でも契約を結んだ場合にやっているわけですよ。ただ唯一避けられないのは天変地異だということです。今言われていましたように、努力していただきたいと思います。外的要因という言葉には当てはまりますけど、それによって延びるアイテムではないということ、これはもう確認できたと思いますので、よろしいですか、そういう認識は。

○市

吉岡区の皆さんのお話を十分聞いて、意向を尊重して進める中で、やはりこの6年6カ月、どうしてもこのスケジュールどおりいかない。例えばこの時点で公害防止基準の了解をいただくとか、それが達成できなかった場合は、またこの計画を6年6カ月の中でできるように一生懸命努力すると、それは当然だと思います。

○みそら

それが大事なんです。

○みそら

最大限努力するというので、もう一言、我々としては6年6カ月はまだ手ぬるいと、もっと早くできるということを再三主張しております。その一つが、さっき荒木課長に交付金の一部返上でどのくらいやっているかという実績で見たりなんかして話しましたね。それで、例えばごみ処理基本設計なんかもう発注していると、これは補助金の一部返上も含めてやっているのだというようなことをおっしゃいました。それで、我々は前からそれも一つの早くできることだと言っていたんですが、ほかに生活環境影響調査、これも交付金の一部を返上すればもう始められるんですよ。それをやっていないということ、やったことだけ言いましたけど、やっていないことをあなたは全然知らん顔している。それをやらなかった。だから、それをやって、例えばボーリングの地形調査とか、それも含めて、それに従って少しずつ早めれば、3カ月とか半年短縮できるんですよ。現在だってできます。それをぜひ検討してください。

○みそら

まだ半年ある。短縮できるんです。そして、今まで市長がおっしゃったように、もう一部補助金の返上ということで始めているとおっしゃっていたのですから、ぜひこの残りの生活環境影響調査、ボーリング調査なんかも一部の補助金を返上するだけで始められます。3カ月、また半年間それで全てが回り出すことになりますから、それをぜひ検討して、そうしてください。これは要望です。

○みそら

要望じゃなく、ここのところは補助金をもらうため、こう言っていたから。確認書、これの。今言ったことを同じようにそれを守る、第一でやってください、補助金をもらわずに。そうすると、言っていたじゃないですか、これは短縮できればと言いますが、やりませんと言っていたけれども、努力するという事はそういう努力をするということですよ。しきりに補助金をもらうために、これは前倒しできないんだと、こう言っていたでしょう。赤いので丸がついていますよ、生活環境調査、用地造成計画。

○市

これまでも手順や方法、そういったものについては詳細に説明をしてきたつもりでございます。一定の手順を踏まないと、次のステップに行けないというお話はしたと思うんですね。その中で詰められるだけ詰めたというのがこの計画なんです。じゃ、なぜ今の山口副会長の生活環境影響調査ですか、できないのかというと、やはり機種選定等を行って、一定の機種設定もそうですし、施設の配置計画、4.5ヘクタールの土地があっても、これを丸々使って建てるわけではないというのはご理解いただけたと思うんです。そうすると、どこに、どういうふうに住てる。煙突はどこだと、これが始まって初めてフィールドワーク、調査ができるわけですから、それがないと次のステップに入れられないという、こういう説明は多々してきたつもりなのですが。

○みそら

いや、それが正しくないとかの前言われたじゃないですか。1キロメートル上空で測定するのに、下の10メートルや50メートル場所が違ったら何の影響もないでしょうと言われたでしょう。それをもう忘れたのですか。だから、やる気があればできるんですよ。

○市

やる気があればというお話ですが、やはり物事を進めていくには一定のルールがあるわけですし。

○みそら

だから、手順に従ってできるということを私はさっきから言っているんです。あなたは、それをほかの手順と絡めてできない、できないという理由をさっきから言っているわけですよ。それは前の会議のときにも似たような話をしたわけですけどね、何の答えも、だから具体的に意味のある返答があなたから聞けていないんですよ。何かこじつけの理由しか聞かえていないんですよ。

○市

こじつけだと言われれば申し訳ありませんが、今私がお答えできるのは今言ったとおりのことでございます。

○みそら

いや、だからそういううまくいくような計画をつくってくださいと言っているんです。もうここに一回書いたから、これを絶対このとおりにやるんだというようなことじゃなくて、改良できるところはして、手順をもっと詰められるところは詰めてという努力をしていないんじゃないですかということ、もう半年ぐらいも私は言っていますよ。それで、そのときの一つの大きな理由が、補助金をもらわないとできないということをおっしゃっていたのですが、だからその補助金のほんの数千万円ですね、返上すればできるでしょうということもそのとき言いました。それで、今市長が実際はそういう形で市は始めていますと言ってくれたわけですね、そうしたらこの生活環境影響調査だって始めればいいじゃないですか。それは、だからあなたたちにやる気があるかどうかだけの問題だと思いますよ。ぜひ再検討してください。

○みそら

技術的なことは市長でもわからないと思うんですよ。それは担当部課が責任持って努力して、この計画をいかにして縮めるか、これを常に考えてほしい、こういうことですね。次に行きたいと思いません。補償について話したいと思うんですね。その前にちょっと確認しておきたいのですが、時間がなかなかできないので、この7月28日に来た回答の別紙ということで、詳細計画だろうと思うのですが、届きましたよね。この中で、2番目の項目の地元合意について、我々は昨年の9月15日に出された6年6カ月の計画というのが、これを承認しますよということ言っていたわけですね。ところが、この地元合意は基本合意、もともとは最終合意、それが28年度末、来年の3月で終わるようになってるわけですね。ところが、先月の28日に出されたものには、3つに分かれていまして、最終合意というのは操業開始前に最終合意を得ると、操業協定ですね。こういうことになっている。これはどういうことなのか。手短かにちょっと言ってもらえますか。我々としては、最終合意はもう来年の3月で得られるだろうと、こういうふうに思っているんですね。それで、その公害防止基準についても、公害防止基準等と、またこれもわかりにくい、「等」とは何なんですか。これは何を含んでいるんですか。手短かに、時間ないですから答えてください。

○市

まず、公害防止基準等というお話からしますと、公害防止基準については先ほどから申し上げているとおりに、定期総会で承認いただきたいと、これをもって次のステップに進んでまいるといってごさいます。「等」の意味でございしますが、この中には合意できたら地域振興策、全ての地域振興策が合意できるわけではございませんが、吉岡区と合意できたものについてはお諮りをしていきたいと、いただきたいというふうに考えています。これが「等」の意味でございします。それから、最終合意、操業協定、操業開始前に最終合意を得ると、なぜ分けたかということでごさいます。協議にやはり時間がかかるということで、施設建設に影響のないものについては、もう少し時間をかけたいと、ただし公害防止基準、これは決めないと次のステップに入れませんので、これは何としても、この前からもご説明しているとおりに1月にご承認をいただきたい。また、そのように努力をしているということでごさいます。

○みそら

ということは、操業協定の中の、この公害防止基準も操業協定の中に入るわけですね、当然。そのほかの例えば細かいことと言えば搬入がどうのこうのとか、そういうこともあるかもしれない。そういったことを含めて公害防止基準等という、「等」の中に地域振興も入るといって話ですが、最終合意、操業協定というのはぎりぎりでもいいんですか、本当に。

○市

お答えします。ぎりぎりでもいいのかというお話ですが、その前にできれば、それはそれに越したことはないわけです。ただ、多方面にわたって協議をしている中では、やはり早く解決しなければいけないものを優先せざるを得ないということで、表記としてはこのような形としております。

○みそら

じゃ、それで確認しておきたいのは、この最終合意という操業協定を結ぶ段階が、操業開始前になっていますが、公害防止基準等が「等」というのもおかしいけど、公害防止基準が承認されれば、この計画は要するにおくれることは、遅滞なく遂行できる、そういうことなのですか。その別の項目が最終合意と考えていいわけですか。必ず影響しないと、こういうふうに言えるわけですね。

○市

お答えします。まず、公害防止基準、これは先ほど荒木も申したとおり、決めないと来年度のステップに行けないという意味でご覧のスケジュールのとおりになっております。操業協定ですが、これにつきましては、次の次期ごみ処理施設の運営に係る全般的な事項を盛り込む予定でございます。公害防止基準、今年の1月に建設を認めることを前提に市と協議するというふうに決議されておりますが、ただ確かに進めていくための協議は進めさせていただいておりますが、そういったものの中に、協議の中で市と吉岡区双方で合意した事項は施設の建設に盛り込んでいくということになっております。また、今後どういった協議がなされるかわかりませんが、建てられた施設を供用開始してよいかどうかということまで合意していただいたわけではございませんので、最終合意という言葉が入っております。以上です。

○みそら

何を言っているのかわからないんだけど、ちっとも。

○市

一言で申し上げますと、建物を建てること、そのことについていろんなことを協議して行って、建物を建てていきたいと思いますということになるかと思いますが、建物を建てたものについて操業開始してよいということまではまだ合意していただいたわけではございませんので、最終合意という言葉が入っております。以上です。

○みそら

それが合意されないと、じゃおくれるわけですか。当然おくれるんでしょうね、今のお話によると。おくれるとすれば、なぜ最初の去年の9月に出された来年の3月までに終わらせないのか、なぜそこに努力しないのか。わざわざ点線で操業開始前まで延長して最終合意をしてもらう、この意味がよくわからない。

○市

つまり施設というものは、いろいろなことを決めていかなければなりません。やはり先ほど荒木のほうからもご説明したとおり、まずステップに応じて次のステップに進むために必要なことについて、まず優先的に協議してまいりまして、その都度書面という形で取り交わしたいという流れでございます。

す。

○みそら

それは公害防止基準なんでしょう。それ以外は影響しないって言っているじゃないですか。ちょっとじゃそれはまだ事務的に聞きましょう、もうここでわからない話聞いてもしょうがない。じゃ次、補償について行きますよ。補償についての考え方なのですが、この要求、これ読んでいただいたと思うのですが、7月19日の2番目の項目です。確認書2の6の補償に加えて次の項目があります。確認書の期間を守れなかったときに対する賠償、1つは。それから、延滞金は6年6カ月に当たる補償額を示してほしい。それから、6年6カ月を守れなかった場合の補償額を示すことと、ただしこの要求、今6の守れなかった場合の補償額は、これはもう一応書きましたが、別に示してもらう必要はありません。6年6カ月を必ず守ってもらうということですから。ということで、確認書の期間を守れなかった、8年間守れなかった、これに対する賠償、それから延滞期間6年6カ月、この補償額についての考え方を聞きたいと思います。

○市

ごみ処理施設整備室長の花島と申します。こちら文書で回答をご用意させていただいたのですが、受け取りのほうをしていただけませんでしたので、改めてこの内容についての回答を読まさせていただきます。こちらは補償についての回答なのですが、平成27年4月以降、現クリーンセンターの操業により貴自治体がこうむった損害をお示しいただき、確認書2、(6)に基づく補償について協議させていただきます。平成33年10月以降につきましても、同様とさせていただきます。なお、確認書2、(6)の補償については、これまでの交渉会において賠償金と確認していることを申し添えます。

○みそら

それで、考え方は確認書の期間を守れなかった、8年間守れなかったということに対する賠償ということですか、これが今言われた中に入っていない。

○市

こちらの賠償の中には入っておりません。

○みそら

だから、賠償してほしいと言っているんだ。

○市

ご質問の文書は、アとかイとかウという形で具体的に3項目に分かれているんですよ。今花島室長から話しましたように、具体的にア、イ、ウという形で回答はしていない。この趣旨ですが、あくまでこのアにつきましても、イにつきましても、ウにつきましても、確認書2の(6)に基づいて協議していきたいというのが私の考えで、その協議の中でやはりみそら自治会さんがこうむった損害をお示しいただいて、額もお示しいただいて、そして、具体的に内容を示していただいた中で協議したい、こういう趣旨の回答です。

○みそら

そこのところが、これは受け取れないよということで返却したところなのですが、その約束を守れ

なかった賠償金による意味合いだと書いていますが、そういうことでしょうか、損害を与えたから補償します。損害があったから賠償しろと、こういうことじゃないですよ。約束を破ったからなんですよ。

○市

今回の回答の趣旨ですが、約束が守れなかったことによって、みそら自治会さんのほうで発生する損害について、具体的にご提示していただいて、私どもと協議をさせていただきますと、そういう回答です。アもイもウも全部含めて、期間延長と、その被害、そしてまた損害額、その具体的内訳、これを教えていただいて協議に入りたい、そういう意味です。

○みそら

約束を破られた、それは破ったほうがごめんなさいということでしょう。話し合いを継続させてもらうためには、約束を破りました。これだけ我々はみそらに対して非常にごめんなさいという気持ちを持っていますから、こういうようなことでひとつ菓子折がてら何か提示して、話し合いのベースを持ってくるべきでしょう。損害があるからどうのこうのじゃなしに、我々は約束を守ってもらえなかった、こういうことです。

○市

私どもは、その確認書の補償条項、これをこれまでもちゃんと守って、そして皆様方と協議したいと、そしてその損害については具体的な損害を示していただいて、額も示していただきたいということ去年から一貫してそういう答えをさせていただいているのですが、損害賠償という形でお支払いするほうがやっぱり額を提示するんじゃないかと、やはり私ども約束を守れなかったことについては、これは真摯に申し訳なかったと反省していますので、その額について、そしてまた根拠について要は具体的に示していただいて協議を進めたい、そういう回答の内容です。

○みそら

約束を守らない、期限がある項目ですよ、これについてじゃ約束を破りました。それで、損害がどのぐらいあるんですかと聞くのですか。例えば市税滞納しますよね、そうすると何か来ますよね、督促状が来て延滞金だとか何とか、そうですね、来ますよね。それはそれとどうなんですか、破ったほうが延滞金を払うからいいじゃないのと、市のほうはどんな損害こうむったんだと、市税滞納したので何か損害こうむっているの、そういうふうに言うんですか、破った人が。

○市

税金の延滞金を例に出されましたので、お答えいたしますが、それはやはり地方税法で法律に基づいた延滞金でありまして、今回の議論になっているこの賠償金とはちょっと性格が違うと思います。その賠償金は、私どもがご迷惑をかけましたので、具体的に皆様方と協議をしたい、実際にこの回答文書にもありますように、アにつきましても、イにつきましても、ウにつきましても自治会さんのほうからご提示をいただきたいということ、要はこうむった損害とか、あるいは賠償金の額とか、これを具体的に示していただきたいと、そういう回答をしているのですが、賠償金を支払うほうは、誠に申し訳なかったと、その賠償金についての協議に入りましたと、その額については賠償請求されるほうからやはり示していただく、これがやはり筋だと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

○みそら

それで、この2つあるわけですよ。8年間待っていました、住民の人は移転することを、これが実現されなかったわけですね、それは約束、市政の失態から約束が守れなかったわけですよ。これについて損害は幾らなのですかと聞きますか、そんなことを。

○市

日本の賠償請求においては、やはり賠償請求に最初から応じないという話になっちゃうと、最初からこれは成立しないわけですし、賠償請求につきましては四街道市の今回のこの場合は確認書がありますので、協議をさせていただき、誠に申し訳ありませんでしたと、こういう姿勢です。その日本の法律においては、賠償を請求されるほうが具体的に示していただく、これがちょっと一般的なんですよ。

○みそら

一般的な話は、それは番号でいいと思うのですが、6年6カ月に対する補償金の話ですね、今言われているのは、まず、その前に8年間待っていた、住民は期待していたわけですね。それが守られない。これは精神的苦痛を受けているわけですね。それは理解してもらえますかね。

○市

はい。それを理解していますので、その補償、つまり賠償について、皆様と協議したいと。

○みそら

違いますよ。それはずれていますよ。我々が言っているのは、8年を守れなかった場合の賠償をしてください。それと、次の6年6カ月の、これは確認書に書いてある部分ですよ、2の6番で。要するに8年を超える期間、これについての賠償金を提示してほしいと、2つあるわけですよ、同じレベルじゃないんですよ、これは。

○市

はい。ですから、アとイという形で2項目賠償を提示されております。その賠償について協議するために、具体的にこうむられた損害とか、1つの例として精神的なものとかおっしゃられましたが、その賠償の中身ですよ。金額についても具体的にお示しをいただかないと協議が進まない。ですから、お示しください、協議しますと、そのように回答させていただきました。アもイもウも全部含めて、まずは。

○みそら

わかりました。じゃ、アのほうの、やはり精神的苦痛ですよ、はっきり言えば。これについては賠償してもらえるということですね。それと、じゃ。

○市

精神的な苦痛につきましても、やはり皆様方にお示しをいただく、そして協議に入ると、こういう段取りで考えています。

○みそら

わかりました。じゃ、この8年間が守れなかったということに対する補償というか賠償とか、そう

いうことを考えておられるということですね。それはよろしいですね。

○市

実際に示していただいた内訳とか根拠を見てから、皆様方から提出されてから判断させてください。今この場でどういう内容か、よくわからない状態で、このアについて、イについて、ウについて、どこで、どういう協議していくのかという、その具体的な協議をするためには、やっぱりお示しいたかないと答えようがないです。

○みそら

簡単なことですよ。だから8年間我慢してきたところが実現されなかったと、これに対する賠償を補償しましょうと。

○市

いや、ですから8年間これを実現されなかったことに対する賠償、それについては賠償の内訳を、ちょっとお示しいただきたいです。それなぜかというと。

○みそら

その内容をこれから検討するわけですよ、双方で。だから、それを当然。

○市

それはまずお示ししていただかないと、先にはなかなか進まないですね。

○みそら

じゃ、こちらから提示したものが不適當だったら、それはだめですよということなのですか。

○市

内容を検討した中で、やはり社会通念上あるいは法律的にこれは難しいというものについては通常これは難しいですと、これは真摯に受けとめさせていただきますとか、そういう中身を一つ一つ精査させてください。ですから、具体的に示していただければ助かります。

○みそら

それはこれから話の中で出てくることだと思いますから、じゃ8年間に対する賠償はしてもらえると。それから、次にこの6年6カ月の部分ですが、こちらの部分からは示してほしいというふうに投げかけているのですが、それができないということであれば、もう従来から言っていますが、本来4月1日に提出すべきところを今違法操業しているわけですね。これはどういう形でしているかといいますと、先ほど市長も最初答弁ありましたように、本来だったら外部委託によってしてもらうべきところですよ。その金額が19億、現在が12億、じゃその部分をみそら自治会としては負担しているみたいなものですね。その部分を容認して操業が今できているわけですね。そういう意味では、19億と12億の差、7億が1年間の我々の要求する補償額ですね、それしか考えられないですよ。

○市

今、口頭でお考えをいただきましたが、アとかイとかウのそれぞれの項目ごとに文書で、それ具体

的にその内容を示していただけないでしょうか。そうすれば、私どもももう具体的に精査できますので、よろしくをお願いします。

○みそら

これは別に精査するものないでしょう。単純な金額というのは、本来だったら必要な経費ですよ、19億。ところが、現在は12億で処理していると、その差額をいただきたいと、これだけの話ですよ。

○市

それにつきましては、その19億という数字は皆様方から要求されて、短期間のうちに試算した数字なので、それが根拠があるかどうかという、まずこれも去年お話ししたところですが、ですからそういうお考えであれば、ちょっと文書でいただけないですか。口頭でこの議論をしても、ちょっと曖昧な点が残っちゃって、なかなかこれ賠償請求は本当に微妙な問題ですから、これ議会で議案として出して議決をもらって予算を組んで、それでまた予算の議決をもらわないと賠償金としてお支払いできないので、流れとしてちゃんと精査して議会に説明できるようにしないとイケません。

○みそら

それはこれからの話ですよ。我々としての考え方は示しました。そこで、市長のほうから市の考え方を教えてください。

○市

ですから、その考え方に基づいて具体的に文書で示していただきたい。根拠も示していただきたい。そして、ちゃんと文書でお答えさせていただきます。

○みそら

いや、よくわからないですね。最終的な双方で協議して折り合ったところが、それを議会に提出するわけでしょう。まず、我々のほうから出してくれというのは、それしかないと言っているわけですね。じゃ、市長のほうからどうなんだというのを聞きたいですね。最終文書は今ここでは交わせませんよ。これから話をしながらやるわけで、今の私どもの考え方に対する市の、市長としての考え方をちょっと今言ってもらえば済むのではないですか。

○市

皆様方の本日の主張が最終的な、また具体的に根拠を示していただいて、なおかつ金額も具体的になっていると、そういうお申し出であれば、この場での議論できるのですが、要は8年間待った、それに対する精神的な損害だということだと、これは額も私どものほうでは想定できませんし、また議会にも根拠ある説明ができないと、これがもう実態なんですよ。

○みそら

議会に説明するのは、最終合意してからでいいじゃないですか、それは。それを承認していただければいいんだと、議会は。今ここで我々が言った数字に対する考え方を言ってもらえると思っっていますよ、そうじゃないと協議に入れないじゃないですか。

○市

ですから、皆さんのお考えを、そのアとイとウというような形で示していただきましたので、それについて具体的に文書で、その根拠、額、これを示していただきたいことが私どもの回答です。

○みそら

いや、よくわかりません。協議をしているのですから、我々が出した意見に対してどういったことか、市の考え方をまず示してもらえます。

○市

私どもは、市がここで回答したことは市の統一見解としての回答なんです。皆様方がいろいろ提案されている内容というのは、協議の中でまた内容が変わったりとか、いろいろそういう内容なんです。みそら自治会さんのほうで、この交渉会に向けて準備をされて、統一見解として発言されている内容じゃないのですか。

○みそら

いや、統一見解ですよ。根拠のある数字というのは、市が昨年示していただいた要するに外部委託の費用が19億、これは根拠があるのですから、実際に。そして、現在処理費に12億かかっていると、そうしたら、本来だったら外部委託で、稼働を停止してほしいわけですから、それを負担しているのと同じであるから、その差額ですよと、こう言っているわけですよ。

○市

本日初めてそういうお考えを私直接日和さんから、それで賠償請求をしたいというお話、そしてこれについては今回のご質問にありますアになるのですかイになるのですか。

○みそら

まだご理解できないのですか、やっぱり。ちょっと認識をもう一度確認したいのですが。

○市

いや、ですから口頭でこうやってやっていると、もう交渉だか何だかわからなくなりますので。

○みそら

せっかく文書で書いたのに、補償について。

○市

この文章の中に、その具体的な金額とか具体的にこうむった損害額であるとか、その内訳とかは一切書かれておりませんので、私どもが示していただいて、そして協議に入らせていただきますと、こういう回答をしているわけです。

○みそら

それはそちらの言い分なんです。こちらのほうは示してほしいと言っているわけで、よくわかりませんが、確認書の期限を守れなかったことに対する賠償は先ほどもうクリアになったんじゃないですか。それはしてもらえるとということで終わっていると思いますけど、それで今イの6年6カ月に対する補償の話をし始めたんじゃないんですかね。

○市

確認書の平成27年3月31日で、その施設を操業停止すると、これは守れなかったわけです。ですから、これに伴って具体的に文書で示していただく、そして持ち帰って、市のほうで検討をして、そしてお答えする、こういう手順を踏みたいと思います。

○みそら

いや、手順はいいんです。先ほど確認したのは、8年を守れなかったことに対する項目については、もう補償してもらえるというふうに確認したはずですよ。それから、その金額についてはまだこちらでも考えていません、そんなに詳しくは。それはこれから双方で話をすればいいというふうに考えているわけですね。それから、今言っているのは6年6カ月に対する金額を示してほしいと言われたから、我々として根拠のある数字というのはそれしかありませんよと、こういうふうに言っているわけですよ。だから、これに対して市長の考え言ってもらえばいいと思うんですけど、なぜそれが言えないんですか。

○市

口頭でお話を聞いているだけですと、後で齟齬が生じても仕方がありませんので、具体的に文書で示していただいて、私どもで内部検討をして、そしてお答えをさせていただくと、これについてはご質問のAにつきましてもIにつきましても、またUにつきましても一緒です。ですから、どうぞ私どもは補償についてこれは賠償だということで皆様方と協議しますので、具体的に文書で出していただけないでしょうか。

○みそら

ただ、これは文書で出さないとできないと、本来は約束を破って、これから延長してもらいたい、そっちのほうから出すべき金額だと思っているんですよ、基本的には。我々に問われれば6年6カ月に対してはそういうふうにししか考えられませんと、こういうことですよ。それから8年に対する、8年間我慢していたところを守れなかった、これに対する賠償については、これから双方で話をして賠償してもらいたい、こういうことですよ。

○市

8年間、要は確認書の期限を守れなかったことについての賠償につきましては、皆様方と協議をする、その前に具体的に示していただいたほうが協議はスムーズに進むと思いますので、これについても示していただきたいと思います。

○みそら

これは自治会の中で検討しないといけないんですよ、これから。

○市

ですから、どうぞ検討してください。

○みそら

検討するには、そんな簡単には終わらないですよ。平成19年に確認書を結んだのですが、そのとき

もそれまでの期間のことに對する内容を検討してもらいたいと確認書に書かれていますよね。それは1年ぐらい、1年以上かけたと思いますよ、自治会として。だから、それは払いますと言ってもらえばいいんです。そうしたら、こちらは1年ほどかけて自治会内で皆さんの要望を聞いて、これを出すというふうになります。

○市

私どもは賠償請求をされて、そしてまた賠償金について協議してまいりますというお答えをしていますとおり、ですからまずみそら自治会さんのほうからお示しいただかないと、これ検討しようがないですね。

○みそら

検討の問題じゃないと思いますよ。約束を破ったという気持ちがあるかどうかなんですよ、やっぱりこれは。今まで聞いていますと、まだこれについては余り払いたくないと、そういうことなんでしょうかね。それは払ってもらえるわけですね、払ってもらえるか物になるか、これは自治会のほうで話を、多分1年ぐらいかかると思いますよ、それは。吉岡区の地域振興策と一緒に、簡単にはいきなり決まらないと思いますよ。それについて今ここで文書で中身について回答しますなんていうのはできないんですよ。

○市

私どもは、みそら自治会さんの内部でいろいろご議論、検討されると思いますので、皆様方のほうから結論が出た段階で文書でいただくと、その期間についてはお待ちいたしますので、これはもうお示しいただかないと、市のほうではちょっとその積算出しようがないですよ、

○みそら

それはじゃ払ってもらえる、要するに賠償してもらえるということでもいいわけですよ。

○市

いや、ですからそれは具体的に示していただいて、その中身、根拠、それを見てからじゃないと、それは何ともいえません。

○みそら

根拠、根拠と言われますけど、根拠は8年間待っていたということですよ。それを約束を破ったということですよ。根拠はそれが根拠ですよ。どうも約束を破ったことを。

○市

ですから、約束を破ったことに、市が破っているわけです。本当に、誠に申し訳なかったです。その破ったことによって、みそら自治会さんとしてどういう損害をこうむったのか、先ほど精神的なものがあるとおっしゃいましたので、そういったものを示していただいてから協議したいんですよ。

○みそら

そんなどんな損害をこうむったんですかと言う人、今までいなかったんです。今そういう市長さんは初めてですね。外的要因についてもそうなんです。そういうふうな対応する市長というのは珍しい

です、本当に。

○市

私は、あくまで賠償金を支払うに当たっての議会の手続とか予算措置、そしてまたその金額の妥当性とか、そういうものがしっかりしていないと、これが議会にも出せないし、予算にも組めません。そしてまた、皆様方からご提示をいただかないと、特に精神的なものというのはこれ金額のはかりようがないですね。日本の賠償請求の場合は、賠償を請求される側のほうからお示しいただくというのが、これがもう一般的なんですね。ぜひ一般的な形でやっていただきたいんですよ。

○みそら

8年間守れなかったものに対するものは、お金かもしれない、物かもしれない、それはわかりません、これから自治会の中で皆さんに聞いてみないとですね。それは。

○みそら

なかなか今金額云々というのは口頭で差額を言っていたけど、我々の話の中ではそういう話はしましたよね。だけど、基本的に確実に移管する日が決まっていない、こういうことが我々どのぐらいのものを賠償していいのかというようなものが決めかねるとのことなんです。それについて一番最初に議論したいのに、外部要因ということが入ってくると、いつ、どうだということがわからなくなる。たまたま今回は6年6カ月も責任持ってというふうに答えていただきましたので、それをベースにどういう数字が積み重ねられるのか、そういうようなものを検討しますよ。今までそれがなかった。外部要因というものが、もう無責任に延びる、ましてやこの間来たあれでは、点々点の最終合意がずっとつながったようなものが新たに入ってきたと、こういうような状態だと何だと、最終合意が最後の年になったらどうなるんだろう、こういうものがあるって、一番大切ないつここを撤去するのか、要は吉岡に建設しようがしまいがいいんです。6年6カ月、その時点では何らかの形でここがとまるということさえあるとすれば、ある程度計算できますよ。それはまた自治会で計算して、試算的に根拠といえますか、我々の気持ちを酌んだ数字を提出させていただきます。わかりますよ、こちらで出さない、そちらで出せ言っているのでは堂々めぐりでして、ひとつそれよりよろしいですね、6年6カ月、ここがここで稼働する最終のあれだということ認識してよろしいですね。

○市

そのように努力してまいります。この6年6カ月の工程を実現できるように、そしてまたその工程の中でいろんな手戻りとか、いろいろありますが、それは計画を瞬時に直しながら6年6カ月で達成できるように努力しますということが。

○みそら

この工程はそれで結構、努力でやってもらって結構です。けども、この工程イコール我々はみそらにおける期限だと考えています。みそらで稼働する期間だと考えています。この工程が延びて延期するということもあるかもわかりません。けど、この6年6カ月というのは、我々のみそらでの稼働する期限だと考えています。その期限が努力のいかんによっては延びるということは考えていないです。この吉岡の建設が延びるようなことは、それはもうそれでよろしいです。けども、6年6カ月というのは、このみそらで稼働する一つの期限だと、それが無い限りは検討しようがないです。一番大切なのは期限ですよ。いつまでに、こういうことがある。一番大切なのは時間ですよ、期

日ですよ。それに対して、どれだけの経費がかかるからだめなんだとかいうことは、まだ二の次で、大切だけど逃げている。いつやるのかな、去年か一昨年の流行語にある、いつやるの、今。このいつというのが大切なんです。それが全てでしょう。期間、期日、期間がなけりゃ選択しようがないじゃないですか、計算の。そういうことだけ確認していただければ、我々は大賛成するよ。

○市

今、山口副会長さんのほうから、吉岡で新しい次期のごみ処理施設を建設することについては6年6カ月が別に延びても構わないよ、外的な要因があっても。しかしながら、現在のクリーンセンターの操業は6年6カ月、平成33年9月までというご提案を今初めてそういうことを伺ったのですが。

○みそら

ちょっと待ってください。

○みそら

あなたに何回も言いましたよ。

○みそら

6年6カ月というのは譲歩して言っていますよ。私は何回も言っていますよ。27年3月31日だと、こういうことを言っていますよ。

○みそら

何を聞いていたんですか。

○みそら

そういうことを言っていますよ。少なくとも協議協定書、確認書、そういうものを熟知して、以前は市長に質問しましたが、みそらの住民の気持ちはわかっていますから、私はどの市長よりも、どの職員よりもわかっているつもりだと、こう言っていましたよ。それを賠償金みたいな格好で一番最初に掲げて返答してくる。損害があったら、我々は損害いうことじゃない、やっとなそこを守った、守らないかということに入っているんです。だけれども、市はそういう終わっている印に何かやらなきゃいけないというようなことがあるのでしょうか。出せ、出せ言っていますが、だけど、出すベースについては期日だけははっきりしてもらいたい。これは山口副会長じゃないですよ、みそら住民がいつ出ていってもらえるかということです。少なくとも住民投票するときに、出ていく、出ていかないということがありましたが、現実に市民に迷惑がかかってはいけないからということで、速やかな撤去というような形のを加えてやりましたよ。そこまで我々も住民のためには、市民のためには理解して、そういうものをやっていますよ。行政は、みそらとの約束を守るためにどれだけ努力した。先ほど言ったように何か3日でやれないから、土曜日搬入をできないから、そういうような努力をしてくれないじゃないか。あそこは便利だといった土地が、みそらよりも不便だからという理由でやめたんじゃないの。その前には、もっと不便な広域とやろうとしたじゃないの、まるで聞いていない。守るためには外部委託でできるじゃないか、そのおかげでいまでもって。

○市

四街道市のごみ処理の外部委託、民間委託、これにつきましても去年から議論させていただきました

たが、これは19億と12億の差額であって7億円ということで、財政的には四街道市は無理なんだということをやからずと言っています。今現時点でも同じ状況です。

○みそら

そういうのをわかって、なぜ広域を蹴ったんだ。そこがわからない。みそらの住民は皆そう言っている。あそこの、まあいいや、それだけ答えて。

○市

佐倉酒々井の広域組合の加入につきましては、佐倉酒々井の清掃組合のほうから四街道市の加入を認めないということで、私どものほうから蹴ったわけではありません。

○みそら

何で蹴られたの。

○市

加入負担金、そしてまたその加入負担金の根拠、その加入負担金が確か平成20年度の佐倉市、そして酒々井町、四街道市のごみ処理行政に関する予算額、これをもとにして加入負担金が計算されますので、私どもについてはその負担金についての中身を精査して、それをまた次の年度の決算額を、合意の中の最終の決算額でいくと、この辺の金額になるからさまざまな議論をしたのですが、佐倉市のほうがやはり議会等にも負担金額、例えば36億8,000万、その次に29億と議会のほうに示してしまっているんで、その負担金についてはなかなか額を変更できない。これについてなかなか私どもも容認できなかったと、そういう背景がまず負担金にはありました。それからまた、四街道市のごみ処理を土曜日搬入しないで週2日でやる場合には、週2日の搬入に関するさまざまな搬送する車の手配等々で非常に経費が莫大なものになるので、佐倉市の市民は週3日ですから四街道市も同じように3日やってくださいと、でもそれは認めないということで、そういうさまざまな点で合意に至らず、佐倉酒々井清掃組合のほうから、四街道市が妥協しないので加入協議についてはお断りするというふうに言われたわけです。以上です。

○みそら

そういう理由づけはいいですよ。誰が考えても、今その結果ですよ。どうなったか、簡単な話じゃないですか。本来だったら広域は、とめないといけないわけですよ。約束というのはそういうことです、守るということです。約束を破るといえるのは、発想は普通持たないですね。そうすると、外部委託したら19億になるわけですよ。当然試算しないといけなかったわけですよ、その前から。外部委託でとめるには幾らかかるんだと、まず担当課に計算しろと言わなかったのか理解できないのですが、それは我々が要求したら出てきたわけですよ。結局その広域に加入していたほうがよかったわけですよ、どう考えたって。さらに、今ここで補償金だとかいう話で、これも払う必要もないわけですよ、本来ならば。また修理費もかかっているわけですよ、今ね。毎年2億、計算上はかかると試算しているわけでしょう。その負担金だとかなんとかの差は6億だったわけなんです。それもそういうものをわかっているのに、なぜそれをやめたんですか。やめた結果が今あるんでしょう。その結果が補償だとか外部委託しないで、それを知った上でそれしかないんだという結果になってしまったわけですよ。しかし、そこを自治会としては待ちましょと、速やかに停止してほしいと、それが6年6カ月ということになってきているわけですよ。それでもやはり費用は増えるわけですよ、どう考え

たつて。6億の差をけちったために、6年間毎年2億かかったら幾ら、どっちが得なんですか。向こうから蹴られたなんて、よくそんなこと言いますよね、何が何でもまとめるようにすればよかっただけの話じゃないのですか。そういう話は別にして、この補償についてはやはりまず確認しておきたいのは、やはり約束を守れなかったからやってほしいということなので、やらないといけないと思ってください、これはね。それから、6年6カ月の期間に対する補償費、これがあるということですよ。じゃ、このことについてはこのぐらいにして。

○みそら

もう一回確認して。

○市

確認書の2の(6)に基づく補償、これは賠償だというふうに私どももこれは認識していますので、あくまで皆様方からご提示いただく具体的な賠償額、そしてその内訳、根拠、それをいただいて、そして協議しようじゃありませんか、今。

○みそら

いいですよ、市長。確認書には協議するという項目があるから協議しましょう。市長はそここのところだけを取って言っていますが、やはり協議協定書の中に、みそらから撤去するというのが一番の核としてあるわけです。それは理解できますか。

○市

ですから、こういう口頭のやりとりではなくて、文書で示していただいた中で、その金額や中身を精査しなければいけないと申し上げています。

○みそら

金額のことを言っているんじゃないです。協議をするということは、協議するための金額を提示する、それもあります。だけど、それ以前に協議協定書でこのみそらから、その焼却場が撤去される、こういうことが厳然とあるということは理解されているのですか。もう協議すれば、いつまでも延ばせるというような理解のもとに話をされているのですか。

○市

平成27年の3月31日までに撤去するという確認書の約束事項でございますので、これは私どもがその約束を守ることができなかった、これについては非常に私どもも大変申し訳ないと。ですので、その確認書の中に補償条項があるので、それは申し訳ないという、そういう立場ですので、これはもう協議させていただきます。

○みそら

協議をする、それで今協議をしていると、こういうことですよ。けども、やはりここから出ていくという期間があるということも認識していますね。

○市

ですから、その期間について6年6カ月の工程、要は平成33年10月には吉岡に移れるように、もう

最大の努力をしていきたいと、そして今このスケジュールどおりに進めているのだと、そのように認識していただきたいと思います。

○みそら

じゃ、次にクリーンセンターの撤去があるのですが。

○市

すみません、確認書の2の6で、平成27年3月31日までにごみ処理施設の施設を撤去するというふうに確認書に書いてあるというような言い方をしたと思うのですが、平成27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できなかった、これは誠に申し訳なかったと思います。

○みそら

じゃ、最後にクリーンセンター撤去についての考え方を聞きたいのですが、試算を出してもらいましたね。平成25年に試算が出ていて、約8億九千幾らという、約9億かかるということになっていますが、確認書ではもう今年の3月31日以前に、撤去について跡地利用を含む協議をすると、こういう話になっているわけですね。ですから、これは9億という金額があるということであるので、これは予算の措置が重要になるわけですね。ですから、これは今からこの協議書か新しい協定を結ぶ中に必ず入れてもらいたい。要するに要求に出していますように、移転と同時に撤去作業を始めると、予算措置はその前年度に必ず必要ですね。それを今協議したいということですが、そういう考えでいいわけですね。

○市

すみません、繰り返しになりますが、受け取りの側からの文章の中では、現クリーンセンター撤去についてということで、確認書には現クリーンセンターの撤去は移転と同時に工事を始めるとの規定はございませんが、確認書2、(7)に基づき操業停止前に跡地の利用(撤去も含む)について貴自治会と協議させていただきます。なお、跡地は全市民の財産であり、市全体で調整する必要があることから、総合的に検討してまいります。以上です。

○みそら

それは自分たちの都合のいいようにしか読み込まないのだなという感じがしますよね。撤去は、これは確認書に書かれているのは去年の3月31日以前の話をしているわけです、確認書は。今回は違うわけでしょう。移転は確かに去年の4月から6年半後と、33年9月末です。それまでの早い時期になるとは思いますけどね。だけど、確認書はもう過ぎていくわけです、その話は。ですから、今やるんですよ。今やっておかしくも何ともないでしょう。これから新しい協定書に盛り込まないといけないわけですよ、撤去しますというのを。いいですか。自分たちのいいように確認書にはこう書いてあるからと、拡大解釈なんですよ、そういうことは。

○市

一応、確認書の文章上は、そうとは断定できないのではないかと。

○みそら

それが間違いだと言っているでしょう。この確認書は、平成27年3月31日、このとき、これを最終

期限として話をしているわけですから、それまでに操業停止、撤去、操業をやめるということが全体の趣旨であって、そのために平成27年3月31日以前に跡地の利用について、それまでに相談しなさいということを書いてあるんですよ。それを今あなた方の意見はね、今操業しているから、あくまで操業中はと、そういう勝手な解釈をやっているわけです。この確認書の本質的な意味を初めからもう無視しているんですよ。だから、余分なところで話し合いがおかしくなっているんですよ。それをもっとやっぱり字句の何か不適當なところを、自分たちに都合のいいところを、それだけ拾い出すんじゃないくて、確認書の全体の意味と精神、これにのっとってやってもらわなきゃ話は進まないですよ。それが市長を初めとして皆さんされている一番のところですよ。

ですから、損害に対したって補償に関したって、要求さなきゃ応じないなんていう、そういうのはちょっとおかしいですよ。自分たちが確認書の精神を踏みにじって約束違反しておきながら、現実に今いろんな意味で被害与えておいて、それが簡単にお金に換算できないから大変なんですよ。損害与えておいて、自分たちが加害者でありながら、損害があるなら示せと、示せば検討してやると、そういう態度ですよ、今。示さなきゃ俺たちは知らんと、そういうことを言っているんですよ。加害者意識は全然ないですね。だから、政治責任もとろうなんて思っていないわけですよ、皆さんは。行政職としては責任をとろうとしていない。それが根本的に我々と違うところですよ、それはぜひ改めてもらいたいところですよ。

○みそら

それから、今の件で一緒に今言われておりましたけど、この現クリーンセンターの撤去についてということで、終わりのほうの2行に、なお跡地は全市民の財産であり、市全体で調整する必要があることから、総合的に検討してまいりますって、本当に都合のいいことしか書いてないの。みそらがこの何十年間って形を市全体のあれでかぶってやってきたわけですよ。苦痛を味わってきたの。それをみそらの一文字も入れていないと、あなた方のそういう加害者意識がないから、こういうところに市全体で調整するということ saying、みそら地区に対するそういう苦痛を与えたあれに対してのいたわりの言葉一つないの。まず第一に、こういう最後の2行については、みそらが苦痛を味わってきたことに対して、それに対していたわりとして、まず第一義的にみそら地区住民のそういう意見を聞かなきゃなんないのに一言も入れてないよ、どうということなんだよ、あなた方は。全然加害者としての意識に欠けているんだよ。市全体で調整するより、まずみそら地区のこれ苦痛を味わった、加害者としてのあれを反省する必要があるんだよ。何も入れていないんだから、ふざけるなと言いたくなるよ、私は。この28年間、これからもあと6年半、33年9月まで続くんだけど、みそらに対してのいたわりの言葉一つ、まず第一義的にみそらの地区の住民の意向を尊重すべきなのに、何も入っていないんだよ、ばかじゃないかと思うよ、こんなの。加害者としてもっと反省しなさいよ。相手を敬わなきゃだめだよ、弱者に対する気持ちが欠けている人というのは、もう人間としては完全な人間じゃないよ、不十分だよ。普通の人じゃない。

○みそら

今言われたとおりで、あなた方は今もう自分たちの都合のいいような読み方しかしないという、そういう態度はやめてもらいたい。我々の要求は移転と同時に撤去を開始するということです。これは19日出した文書に書いてあるでしょう。それを自分の都合で読みかえるなんていうのはやめたほうがいい、そういうことですよ。

○みそら

答えて、どういうことか。

○みそら

うん、だから今加害者意識の話が出ましたけど、それに対する見解をちょっと聞いておきましょう。

○市

私は、全市民の財産であり、市全体で調整する必要があることから総合的に検討してまいりますと、このように回答してあるのですが、当然これまで清掃工場、要はクリーンセンターとして利用してきたわけですので、みそら自治会の皆さんに最初にご意向を伺ってやはり調整する、これは当然だと思います。しかし、これはこの前の5月9日でしたっけ、第1回の交渉会のときに石丸副会長さんのほうから跡地の話も出ましたけども、やはり市の基本計画をそこで定めて、そしてまた予算措置をするときも議題にのせていきますので、そういった手続が必要になりますよということを5月9日の本年度の第1回の交渉会でお話したとおりです。ですから、その意味で市全体で調整する必要があると、総合的に検討すると、5月9日の交渉会でもそのお話をさせていただいたわけですが。

○みそら

確かに第1回目の交渉会のときに、今おっしゃった内容を聞いております。それで、あのときにさっき市長のほうからは計画を立てる時期については平成30年にしたいということをおっしゃられたと思うんですね。それはちょっとあまりにも遅すぎますねということを最後にちょっとお話をさせていただいたと思うのですが、というのは、平成30年というと市長の任期も平成30年なわけですね。それで、やはりこちらのほうとしては佐渡市長の任期中に、この件についてはきっちりと決めておきたいというのがあります。ですから、そういう意味で先ほどの協議書の中に撤去という項目を入れましょうということを提案しているわけなので、内容的には両方とも同じ内容です。早めたいということがあります。早めたいというのは、計画を早めたい。ですから、具体的に言うと今から要するにスケジュールをちゃんと決めて、ロードマップをつくってやっていきたいと思いますということを提案したいと思っています。

○市

5月9日に吉岡区に建設する清掃工場の用地造成とか施設の建設は、入札をして契約できれば具体的に完成年度ももう見えてくるんですね。それから、具体的な撤去も含んだ跡地の利用の協議をどうでしょうかというのが5月9日の話ですよ。私は基本計画とか、そういう形で計画として市の5年間の基本計画として位置づけて、議会で議決をもらうことによって、これが逆に市全体で調整したという意味になりますので、そして総合的に検討した基本計画の中に位置づけられた土地の利用なんだよということになると、そういう趣旨で申し上げました。私どもあくまでも確認書の精神、それからまたこの確認書の構成からいって、確認書は1と2と大きく2つに分かれていますよね。それで、2の(6)の中で27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できない場合、市は自治会と補償について協議すると、こう言っていますよね。そして、(7)にごみ処理施設の操業停止前に跡地の利用(別途)についても自治会と協議するとなっていますので、要は27年3月31日までに稼働を停止できないという、そして補償についてうたった条項の次の条項に、このごみ処理施設の操業停止前に跡地の利用と書かれているんですね。この確認書の順番からいくと、この確認書にうたわれている2の(7)に、操業停止前というのはこれは平成27年3月31日ではないと私どもは解釈しているんです。

○みそら

難しいですね。

○市

ですから、それは皆様と見解が違うんですね。それが1点です。それから、あと先ほど花島から申し上げましたとおり、現クリーンセンターの撤去は移転と同時に工事を始めるとの規定はないとお答えしましたが、正直言ってその条項はないんですね。

○みそら

何でこういうこと言っているかという、例えば新しい施設ができました。そうすると、今度旧施設はどうなるかという、例えばほかのところを見ると予算がとれなくて、要するに停止はしたが撤去できないでいるとか、そういうのが結構あるんですよ。撤去作業というのは単に壊せばいいという話じゃなくて、ダイオキシンがいっぱいあるはずですよ。煙突の下にはいっぱいダイオキシンの入った灰もたまっているでしょうし、壁にもいっぱいあると思います。ですから、まず撤去する前にダイオキシンの分析をしないといけないと思うんですね。それで、分析をして、それを除去してから撤去作業をしないといけないと思うんですよ。ですから、そういうステップを踏みながらきちっとやっていくためには、今からちゃんとやるべきことを計画を立てておかなきゃいけないと思うんですね。30年になってから、はい、やりましょうじゃ遅いと思います。ですから、30年、撤去の時期になって、もうすぐアクションとれるような形にするための、要するに計画を今から進めたいというのがこちらの要望です。なので、ですから1回目の交渉会で佐渡市長が30年に計画をスタートしたいというのをちょっとそれをもう一度再検討していただいて、早めていただきたいんですよ。

○市

次の基本計画が平成31年から35年なんですよ。だから、30年度で何とか策定して、そして31年度からスタートする基本計画の中に盛り込めるような、そういう検討や調整をしたいというような話をさせていただいたのが5月9日の第1回の交渉会でしたね。ただ、その基本計画全体事業の中で優先順位があって、財源の問題もありますので、私どもとしてはそれはみそら自治会の皆さんのご要望が強いですから、優先順位はなるべく高くしようと思いますけども、ただ財源的にはどうなるか、ちょっと今のところわかりませんし、それからまたこの前5月9日で石丸さんおっしゃられたように、そのとき市長まだやっているんですかとおっしゃられましたけど、全くどういう判断するかわかりませんね。

○みそら

ちょっと今言われましたよね、財政的にどうなっているかわからない、だからこそ今協定の中に盛り込むために話をしているんですよ。そういう曖昧なことを言うから、それを信用できないから、移転、撤去は同時だと、それを要求しているわけですよ。今財政的にも、もう言われたじゃないですか。

○市

移転、撤去が同時だというのは、確認書、これには書かれていないので、協定書で盛り込みたいって、そういうことですか。

○みそら

そういうことです。それは最初に言ったでしょう。今日の話は、全てですよ、これからの協定に盛り込むための話をしているんですよ。

○市

先ほど確認書の精神とか趣旨とか文言からいくとですね、ごみ処理施設の操業停止前に跡地の利用（撤去）について自治会と協議するというのは、平成27年3月31日以前だというふうにおっしゃいましたけど、そうではないことでいいんですか。

○みそら

そうです。そのとおりですよ。

○市

この確認書にはそのようには書かれていないので、だから新たな確認書を、協定書を結びたいという、そういうことですか。

○みそら

これは今さっきまで何を話していたんですか。現ごみ処理施設の移転、撤去に関する協定書作成に向けての要求と、その話を今しているんですよ。最初に言ったでしょう。要求にはそう書いてあるんです。協定の中にこれを盛り込むために今話をしているんです。

○市

じゃ、新たな協定に、これから結ぶ協定の中にごみ処理施設の操業停止前に跡地の利用について自治会と協議するのは、平成27年3月31日までだったという過去の項目として協定に入れろということですか。

○みそら

違いますよ。これから新しい協定の中に、移転と同時に撤去を開始するという項目を入れてほしいと、こういうことです。

○市

それについては、5月9日、第1回交渉会でお話ししたときに。

○みそら

だから、そのときに言ったでしょう。

○市

そのときの説明、私の考えと現時点では同じです。

○みそら

それは、この撤去というのは総合計画だとか、その中身とは違うんですよ。我々が望んでいたのは、去年の3月31日以前から撤去について話しましょうというのは、もう本来だったら話されているわけ

です、それ以前にするから。それを5月に言われたのは5カ年計画の中で考えましよう、そういうアイテムじゃないということです。我々は移転と撤去なんです。だから、予算措置も必要だから、今先ほど言われましたよね。予算もどうなるかわからない、金のかかることだと、まさにそうなんです。そのまま、このままいけば、撤去をいつされるかわからないということになるわけですよ。そう言われたんですよ、市長は。そんなことを我々は望んでいないんですよ。我々は移転と同時に撤去してほしい、その予算措置をとってほしい。その計画は前につくる、まずは更地にしてもらえばいいんですよ。それから、33年10月前に跡地利用について話をすればいいんですよ。跡地利用はその後でいいんですから、とりあえずは更地にするということです。やっぱりかなり認識が違っているなという感じでしたね、今日話した中で。

○市

ええ。私も、その確認書の解釈についていろいろお話ありましたけど、認識が違っているなど、このようには思いました。それからまた、撤去については今年の第1回目、今年度第1回の交渉会のときにお話した、その内容と今と変わっていないです。したがって、やはり市全体で調整する中で。

○みそら

それは回答というより要求ですからね。

○市

ですから、それはご要望として伺わせていただきます。

○みそら

要望じゃないですよ、協定に盛り込むんですよ、これからの。

○市

協定書の意味は、双方が合意した内容について、その対等な立場で結ぶのが協定でありまして、現時点ではちょっと認識が違うんですね。即協定に入る、入らない、そういう結論にはいかないと思います。

○みそら

市長さん、さっきからあなた同じことを言っているけど、去年始まる時にはみそらに設置したごみの焼却施設というのは、四街道市の最重要課題だと言いましたよね。その言葉はお題目なんですか。予算がどうのこうのと優先順位がどうのこうのとやっているけど、27年の3月31日にそういうあれが、四街道市がみそら自治会と協定書を結んで、それで誠実に履行していれば、こういう問題はあなた、もうとうに進んでいるわけなんですよ。四街道市はごみだけでいいんですか、最重要課題、最重要課題とって、この最重要課題より上ってあるんですか、ごみがまちにあふれてもいいような最重要課題があるんですか。

○市

ですから、ごみがまちにあふれないように、皆様方とこれまでご相談、協議してきた6年6カ月の計画をです、着実に実行して、そして吉岡地区に平成33年10月には新しい施設が稼働できるように、もう最重要課題として努力していくんだと、そのように申し上げます。

○みそら

そういうことです。それは最初に言ったでしょう。今日の話は、全てですよ、これからの協定に盛り込むための話をしているんですよ。

○市

先ほど確認書の精神とか趣旨とか文言からいくとですね、ごみ処理施設の操業停止前に跡地の利用（撤去）について自治会と協議するというのは、平成27年3月31日以前だというふうにおっしゃいましたけど、そうではないことでいいんですか。

○みそら

そうです。そのとおりですよ。

○市

この確認書にはそのようには書かれていないので、だから新たな確認書を、協定書を結びたいという、そういうことですか。

○みそら

これは今さっきまで何を話していたんですか。現ごみ処理施設の移転、撤去に関する協定書作成に向けての要求と、その話を今しているんですよ。最初に言ったでしょう。要求にはそう書いてあるんです。協定の中にこれを盛り込むために今話をしているんです。

○市

じゃ、新たな協定に、これから結ぶ協定の中にごみ処理施設の操業停止前に跡地の利用について自治会と協議するのは、平成27年3月31日までだったという過去の項目として協定に入れろということですか。

○みそら

違いますよ。これから新しい協定の中に、移転と同時に撤去を開始するという項目を入れてほしいと、こういうことです。

○市

それについては、5月9日、第1回交渉会でお話ししたときに。

○みそら

だから、そのときに言ったでしょう。

○市

そのときの説明、私の考えと現時点では同じです。

○みそら

それは、この撤去というのは総合計画だとか、その中身とは違うんですよ。我々が望んでいたのは、去年の3月31日以前から撤去について話しましょうというのは、もう本来だったら話されているわけ

です、それ以前にするから。それを5月に言われたのは5カ年計画の中で考えましよう、そういうアイテムじゃないということです。我々は移転と撤去なんです。だから、予算措置も必要だから、今先ほど言われましたよね。予算もどうなるかわからない、金のかかることだと、まさにそうなんです。そのまま、このままいけば、撤去をいつされるかわからないということになるわけですよ。そう言われたんですよ、市長は。そんなことを我々は望んでいないんですよ。我々は移転と同時に撤去してほしい、その予算措置をとってほしい。その計画は前につくる、まずは更地にしてもらえばいいんですよ。それから、33年10月前に跡地利用について話をすればいいんですよ。跡地利用はその後でいいんですから、とりあえずは更地にするということです。やっぱりかなり認識が違っているなどいう感じでしたね、今日話した中で。

○市

ええ。私も、その確認書の解釈についていろいろお話ありましたが、認識が違っているなど、このようには思いました。それからまた、撤去については今年の第1回目、今年度第1回の交渉会のときにお話した、その内容と今と変わっていないです。したがって、やはり市全体で調整する中で。

○みそら

それは回答というより要求ですからね。

○市

ですから、それはご要望として伺わせていただきます。

○みそら

要望じゃないですよ、協定に盛り込むんですよ、これからの。

○市

協定書の意味は、双方が合意した内容について、その対等な立場で結ぶのが協定でありまして、現時点ではちょっと認識が違うんですね。即協定に入る、入らない、そういう結論にはいかないと思います。

○みそら

市長さん、さっきからあなた同じことを言っているけど、去年始まる時にはみそらに設置したごみの焼却施設というのは、四街道市の最重要課題だと言いましたよね。その言葉はお題目なんですか。予算がどうのこうのと優先順位がどうのこうのとやっているけど、27年の3月31日にそういうあれが、四街道市がみそら自治会と協定書を結んで、それで誠実に履行していれば、こういう問題はあなた、もうどうに進んでいるわけなんですよ。四街道市はごみだけでいいんですか、最重要課題、最重要課題とって、この最重要課題より上ってあるんですか、ごみがまちにあふれてもいいような最重要課題があるんですか。

○市

ですから、ごみがまちにあふれないように、皆様方とこれまでご相談、協議してきた6年6カ月の計画をです、着実に実行して、そして吉岡地区に平成33年10月には新しい施設が稼働できるように、もう最重要課題として努力していくんだと、そのように申し上げます。

○みそら

でも、あなたが今言っているのはそういうこと言っていないですよ。平成31年から5年間、35年度まで、始まる次期5カ年計画の優先順位がありますから、予算がどうのこうのという形で、そういうあれに変わってすりかわっちゃっていますよね。それ以前の問題なんです、これは。平成27年3月31日に履行していないからですよ、もうこの問題については進捗しているわけなんです。それが何で平成30年まで待ってくれとかって形になっているんですか。

○市

5月9日の第1回交渉会でも申し上げましたが、市は5カ年計画の中で事業を組んで、その中で財源の、要は市税とか、あるいは国の交付金とか、あるいは起債とか、そういった財源の裏づけを持った中での計画をつくっているわけなんです。平成26年から平成30年までの現在の基本計画の中には、結局この撤去という事業計画費が入っていないんですよ。ですから、市全体の中で調整した、そういった計画の中で優先順位を高めて進めたいと、5月9日には優先順位高めると私言ったかどうかわかりませんが、取り組んでまいりたいというのが今年の第1回目の交渉会でのお話です。今もその考えに変更ありません。つまり要は撤去するに当たっては約9億円のお金がかかりますし、またこれまで議論があった民間委託についても、毎年7億円というお金がかかるので、そういうのは全部市の5カ年計画あるいは毎年度の予算をつける中での、やはり全体的な調整の中、財源の裏づけの検討の中で確たる段階にならないとなかなか皆様方にお約束ができないというのが市政の運営の実態なんです。ですから、そういう形でご説明させていただいています。

○みそら

理解できません。それは市のほうの自分たちの都合であって、市がちゃんとやっていたら、そういうことも、こういう問題は起きなかったわけですから、あなた方の行政の進め方に瑕疵があったということだと思えますよ。それにかわって入る余地がなかったからできませんってしか聞こえません。

○みそら

先ほど加害者意識という話が出ましたが、認識がやはりないようですね、市長には残念ながら。その5カ年計画の中に今入っていないから、そんな話はないと、そういう問題じゃないんですよ、これは。みそらからなくなってほしいというのが住民の意思だったんですね、昨年2月に。それを要求しているわけです。それには応えていただきたい、これだけの話ですよ。よろしいですか。これ以上ちょっと時間が延びますから、あまりこれ以上やっても仕方ないので、かなり認識が我々が考えているよりも甘いという感じがしていますから、こちら辺のほうの変更と意識をお願いしたいと思います。それから、自分たちの都合のいい解釈はぜひやめてもらいたい、それだけ言っておきたいと思えます。次回の交渉については、また協議したいと思えますから、今日は遅くまでご議論していただいてありがとうございました。

○みそら

最初私の発言で、8月5日に持ってきていただいた回答書が受け取れなかった理由について抽象的に申し上げましたが、ただいまの論議でその具体的な認識のずれとか、抽象的な表現で申し上げたことの意味がおわかりいただけたと思えます。ぜひその点、今後の交渉に生かしていただきたいと、こう思っております。今日はどうも遅くまでありがとうございました。

○みそら

どうですか、市長、一言ありますか。

○市

私は、確認書の操業停止で守れなかったことについて、これはご迷惑かけたので、これは反省しております。ただ、これから私どもはその確認書に基づいて、これから特に賠償ですね、これについては示していただく中で、これからも協議をできればと思います。そしてまた、今日も意見の一致がなかなか見られなかった、認識が違うというご指摘もございました。私どもは、この確認書の字句そのものを理解して、そして皆様方に回答文書を出させていただいたつもりでいます。決して自分たちの都合のいいような解釈しているわけじゃないということですので、それはご理解いただきたいと思えます。以上です。

○みそら

どうもありがとうございました。

議事録確認者

みそら自治会会長 青柳 象平



四街道市長 佐渡 希

